

中央建設業審議会総会 議事次第

日時：令和4年3月14日（月）
10：00～12：00
場所：三田共用会議所 講堂

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- (1) 最近の建設業を巡る状況について【報告】
- (2) 「適正な施工確保のための技術者制度検討会」の検討状況について【報告】
- (3) 建設工事標準請負契約約款の改正について【審議】
- (4) JV準則・適正化指針の改正について（復旧・復興JVの位置付け等）【審議】
- (5) 経営事項審査の改正について【審議】

4. 閉 会

— 配付資料 —

- 資料 1 最近の建設業を巡る状況について
- 資料 2 「適正な施工確保のための技術者制度検討会」の検討状況について
- 資料 3 - 1 建設工事標準請負契約約款の改正
- 資料 3 - 2 公共工事標準請負契約約款
- 資料 4 - 1 J V 準則・適正化指針の改正について（復旧・復興 J V の位置付け等）
- 資料 4 - 2 復旧・復興建設工事共同企業体に関するご意見と J V 準則（案）
- 資料 4 - 3 共同企業体の在り方について 新旧対照表
- 資料 4 - 4 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 新旧対照表
- 資料 5 経営事項審査の改正について

中央建設業審議会委員名簿

令和3年10月1日現在

池田 綾子	弁護士
今井 政人	東日本旅客鉄道株式会社常務執行役員建設工事部担当
岩田 正吾	一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
奥村 太加典	一般社団法人全国建設業協会会長
押味 至一	一般社団法人日本建設業連合会副会長
勝野 圭司	全国建設労働組合総連合書記長
岸上 恵子	公認会計士
楠 茂樹	上智大学法学部教授
佐藤 育子	東京電力パワーグリッド株式会社常務執行役員多摩総支社長
染谷 絹代	島田市市長
谷澤 淳一	三菱地所株式会社代表執行役執行役副社長
土志田 領司	一般社団法人全国中小建設業協会会長
西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授
長谷川 勉	一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長
堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授
丸山 絵美子	慶應義塾大学法学部教授
三村 啓子	首都高速道路株式会社CS推進部CS調査・分析室室長
宮本 洋一	一般社団法人日本建設業連合会会長
○柳 正憲	一般財団法人日本経済研究所理事長
吉村 美栄子	山形県知事

○会長

(五十音順、敬称略)

最近の建設業を巡る状況について【報告】

令和4年3月14日
不動産・建設経済局

1. 賃金引上げに向けた取組等について

大臣と建設業4団体の意見交換会(R3.3.30)

開催概要

日時：令和3年3月30日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の賃金水準の引上げ、
建設キャリアアップシステムについて意見交換

- この場において、**官民連携して「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の公共工事の円滑な施工確保に取り組むこと、建設キャリアアップシステムの普及促進のため、官民あげて取り組んでいくことを確認。**
- 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、**本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとなり、また、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組を進めることとなった。**



賃金引上げに係る岸田総理大臣の発言

「第3回新しい資本主義実現会議」(11月26日)における岸田総理発言(抄)

民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準を回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、**3パーセントを超える賃上げを期待いたします。**

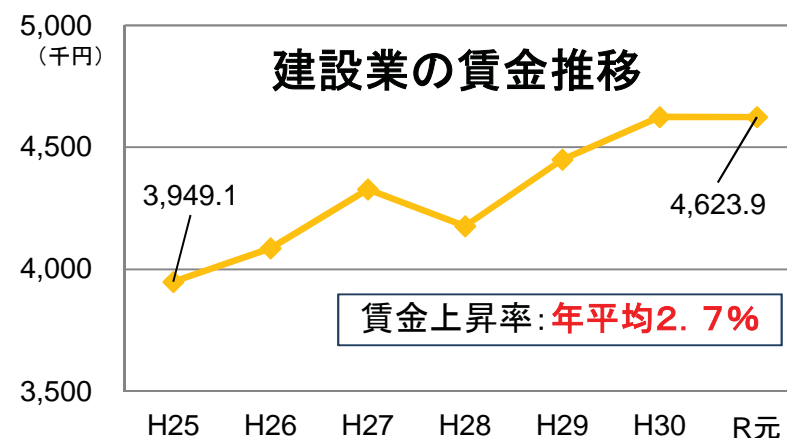
岸田総理の所信表明演説(12月6日)(抄)

建設業では、官と民が協働して、公共調達単価の引き上げや下請けの適正発注の徹底により、直近6年間で年平均**2.7%**と、全産業平均を大幅に上回る賃上げを実現しました。こうした官民協働の取組を、他業種に広げます。

世界の物価が上昇し、我が国に波及する懸念が強まる中、我が国経済を守るためにも、賃上げに向け、全力で取り組みます。



出典：官邸HP



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)より
建設業男性生産労働者の年間賃金総支給額(年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額)

開催概要

日時：令和3年12月27日（月）14:00～14:32

出席者：（政府）岸田総理、斉藤国交大臣、山際新しい資本主義担当大臣、経産大臣、厚労大臣、消費者担当大臣等
（民間団体）十倉経団連会長など経済団体5団体トップ、宮本日建連会長など事業者団体22団体トップ

【岸田総理の発言（抄）】

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。

加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくいたします。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。

取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に御協力いただきますよう、是非ともよろしくお願い申し上げます。

【斉藤国交大臣の発言要旨（抄）】

建設業界では、8年前より国土交通大臣と建設業4団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど官民一体となって賃金引上げの取組を行い、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。

行政においては、市場の賃金実態を的確に反映し、9年連続で設計労務単価を引き上げるとともに、公共工事における適正価格での発注やダンピング対策の徹底を推進してまいりました。

また、業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。

国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。



転嫁円滑化施策パッケージ(抜粋)

1～4 (略)

5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化

(1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

6～10 (略)

国土交通省における取組

- 令和3年12月27日に開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、斉藤国土交通大臣から同会議出席の経済団体等に対して、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、協力を依頼。
- また、同日付で公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、労務費等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について要請を发出。
- 加えて、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、1月から3月までの「集中取組期間」において、請負代金や工期などの契約締結の状況について、モニタリング調査等を実施。

趣 旨

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和3年度については、適正な請負代金での契約締結の状況等について深掘りした情報収集や調査を重点的に行う。

建設業取引適正化推進期間

実施内容

- ポスターの掲示
- 建設業法令遵守に関する講習会(※)
- 立入検査(合同立入検査を含む)
- 各許可行政庁による自主的な事業
- 各種相談窓口等(駆け込みホットライン等)の周知 等

★令和3年度の取り組み(重点事項)★

- 適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施
→政府全体の「集中取組期間」(令和4年1月～3月)において引き続き実施

令和2年度実績(期間中の実績)

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1. 立入検査 | 2. 講習会(地整等、31都道府県) |
| ○地整等単独 | ○都道府県と地整等の合同 26回(1,778名) |
| ・大臣許可業者 152業者 | ○都道府県 21回(3,173名) |
| ○都道府県と地整等の合同 | 合計 47回(4,951名) |
| (地整等、18都道府県) | |
| ・大臣許可業者 20業者 | ※地整等…地方整備局、北海道開発局及び |
| ・知事許可業者 35業者 | 沖縄総合事務局 |
| ○都道府県(13都道府県) | |
| ・知事許可業者 120業者 | |
| 合計 327業者 | |



**その見積りは
適正な価格に
なっていますか?**

みんなで守る適正取引

- ・その金額ありきで、見積りを作らせていませんか?
- ・労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか?

請負代金を決定するにあたっては、双方で見積り依頼・提出を踏まえて協議を行ってください!

令和3年度 10・11・12月は
建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

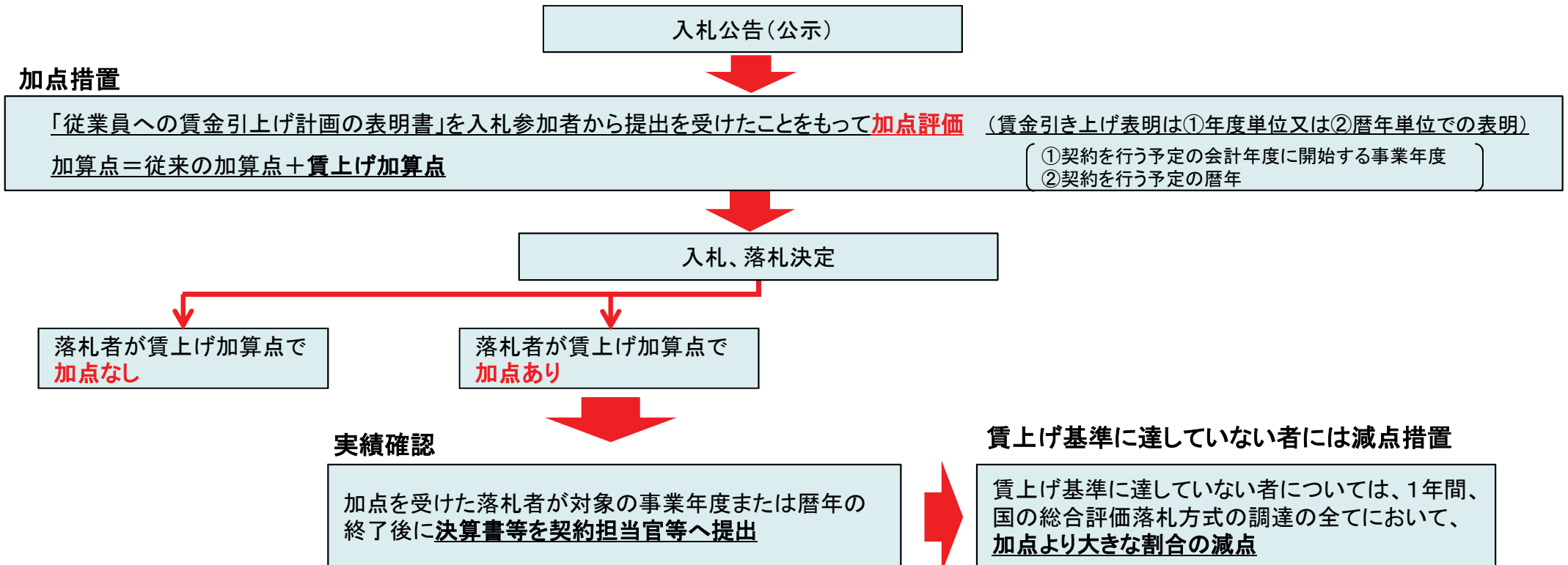
建設業取引適正化推進期間

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 賃上げ実績の確認の運用等について

賃上げの表明を行い受注した企業に対する「賃上げ実績の確認」においては、事業年度単位の賃上げを表明する場合は「法人事業概況説明書」、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から給与等受給者一人当たりの給与総額（中小企業等の場合は給与総額）により確認するのが標準的な方法として示されている。

(事業年度単位の賃上げを表明した場合) 法人事業概況説明書

(暦年単位の賃上げを表明した場合)
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

別紙3 法人事業概況説明書 (FB1004)

年度終了後に前年度分とあわせて
契約担当官等に提出
↓
所定の欄の値から実績の確認を行う

別紙4 (FE0104)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

暦年終了後に前年度分とあわせて
契約担当官等に提出
↓
所定の欄の値から実績の確認を行う

賃上げ実績の確認の運用等について

○賃上げ実績の確認において、標準的な方法とされている「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができるとされているところ。

○賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、具体的な確認書類の提出方法、「同等の賃上げ実績」と認めることができるかの現時点における考え方についての運用を整理。

○確認書類の提出方法

・賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明させることも可能。

○「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

・中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

・各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。

・通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能。（具体例は次頁）

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するもの。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

- ・継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。
⇒ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
- ・定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる者を除いて評価する。
⇒雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
- ・計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。
⇒働き方改革の推進、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応
- ・災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じ支給する一時金や賞与等を除いて評価。
⇒災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

○通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

- ・一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
- ・外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格**を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額**や**義務化分の有給休暇取得に要する費用**のほか、**時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置**※を適用

※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全 国

主要12職種※ (19,734円) 令和3年3月比；+3.0% (平成24年度比；+57.6%)

全 職 種 (21,084円) 令和3年3月比；+2.5% (平成24年度比；+57.4%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

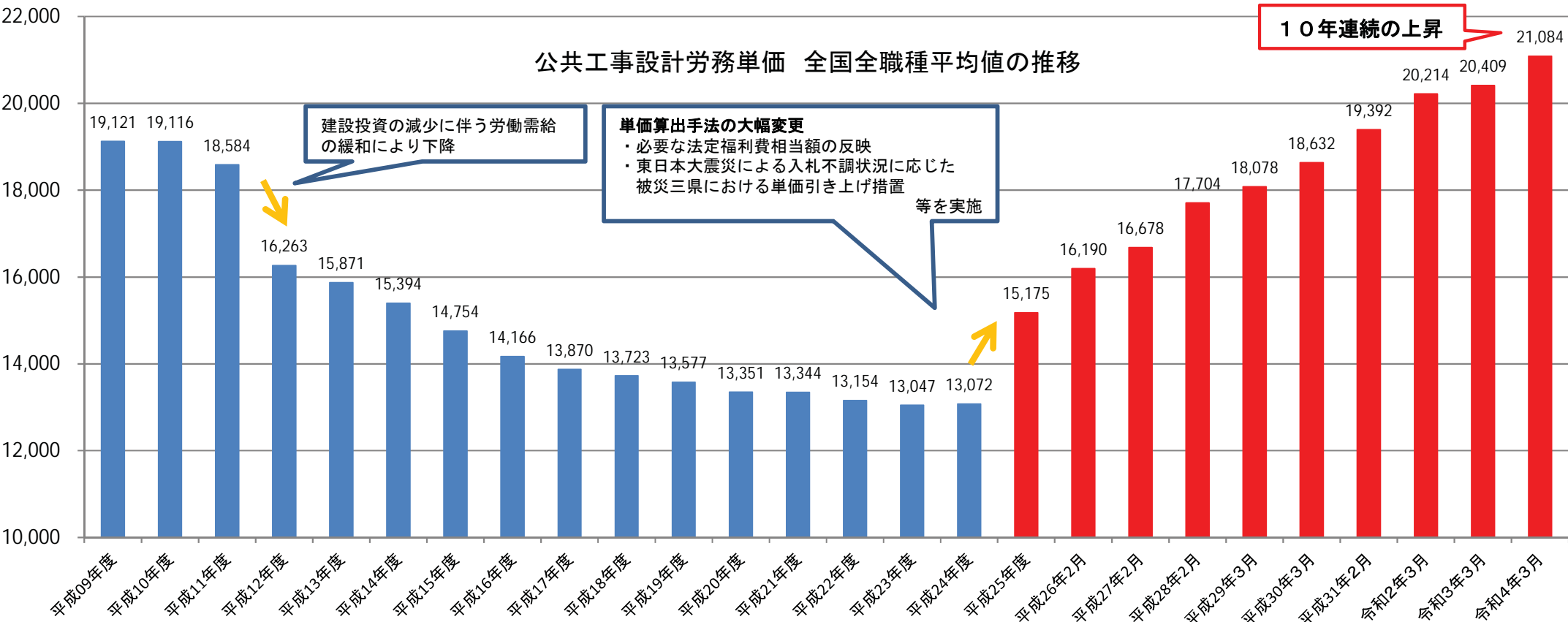
(主要12職種)

職種	全国平均値	令和3年度比	職種	全国平均値	令和3年度比
特殊作業員	23,103円	+4.4%	運転手(一般)	20,797円	+4.0%
普通作業員	19,538円	+3.1%	型枠工	26,246円	+2.3%
軽作業員	14,999円	+1.2%	大工	25,156円	+1.9%
とび工	25,512円	+1.5%	左官	24,839円	+2.8%
鉄筋工	25,801円	+3.3%	交通誘導警備員A	14,873円	+3.7%
運転手(特殊)	23,979円	+4.4%	交通誘導警備員B	12,957円	+3.2%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

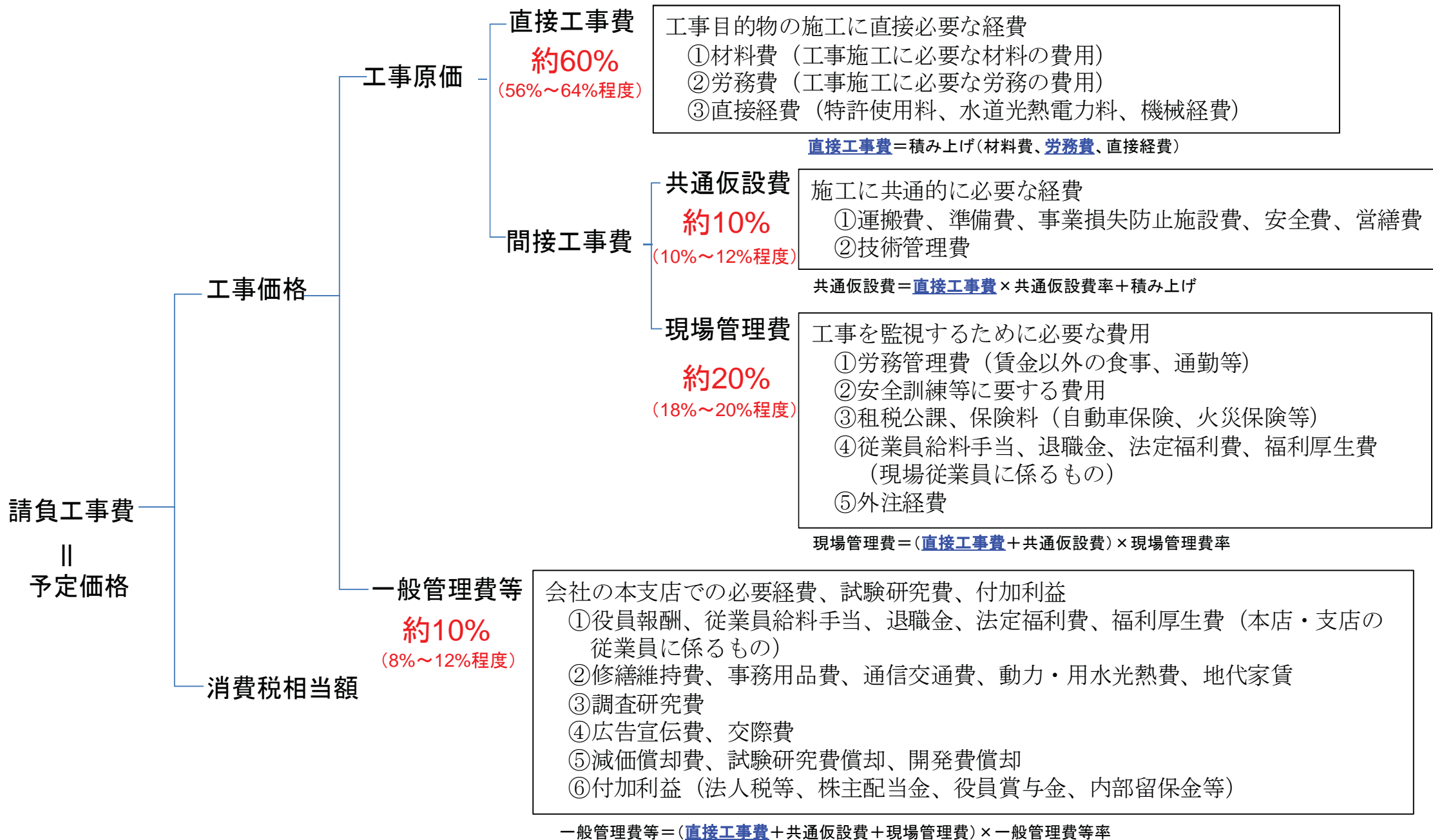
○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+57.4%

公共土木工事の積算体系



一般管理費等率の改定

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$	7.47%



【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$	9.74%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

低入札価格調査基準の計算式の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

- 令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
 「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

現行

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～9.2/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



R4.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～9.2/10
 の範囲内で設定

【計算式】

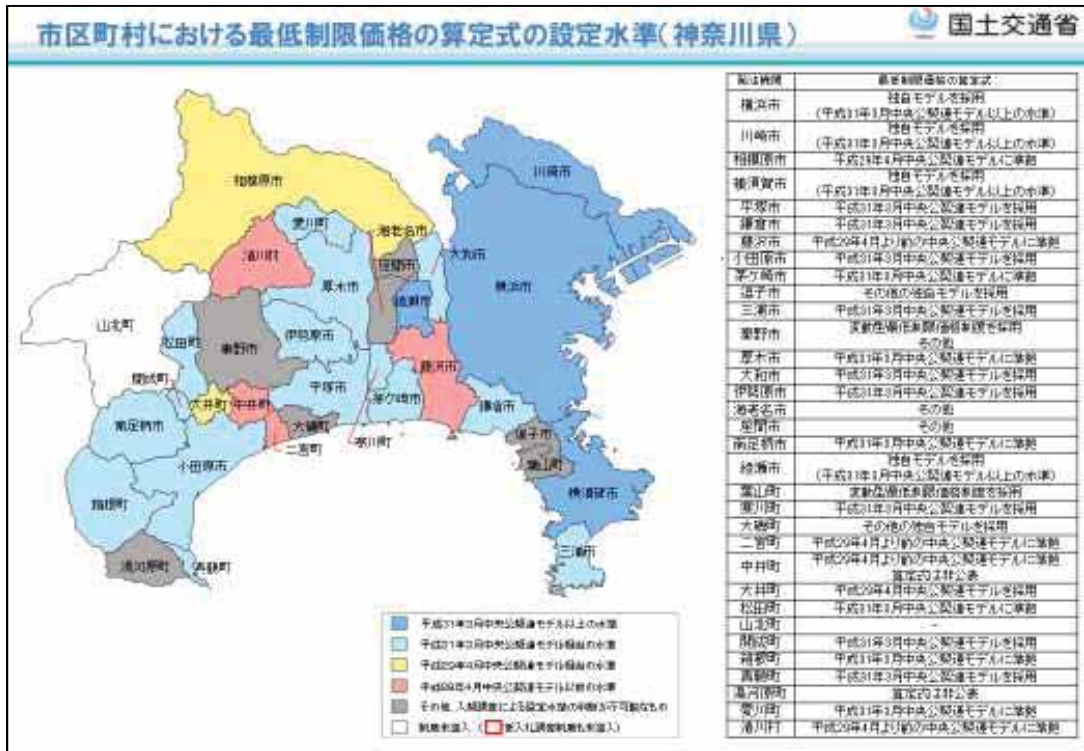
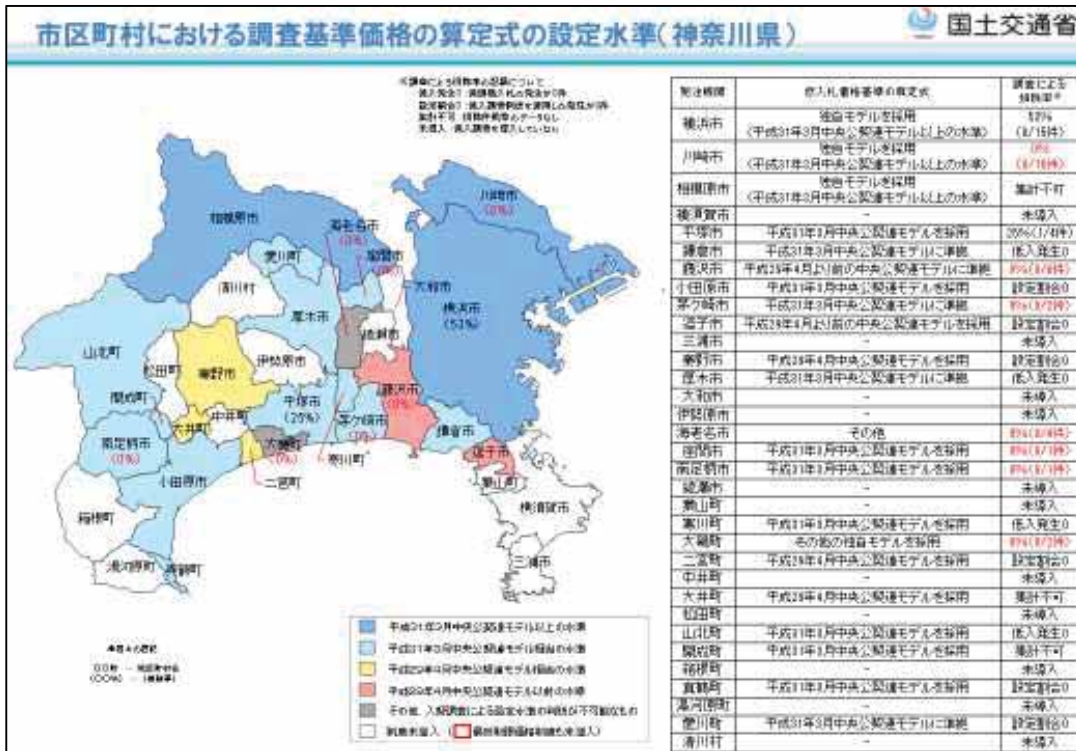
- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.68

上記の合計額 × 消費税

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

- **地方公共団体におけるダンピング対策の取組状況について、「見える化」の取組を新たに開始**(令和3年10月公表)
- 各市区町村のダンピング対策の取組状況について、主に以下の項目を「見える化」
 - － 低入札価格調査制度の導入状況 及び 調査基準価格算定式の設定水準
 - － 低入札価格調査により排除を行った実績 (排除率)
 - － 最低制限価格制度の導入状況 及び 最低制限価格算定式の設定水準

(例) 神奈川県



[ダンピング対策] 「見える化」フォローアップ調査（令和3年11～12月）

- 調査基準価格（最低制限価格）の算定基準について、平成31年中央公契連モデルを下回る基準を採用する人口10万以上の市（54団体）に個別にヒアリング調査を実施し、基準の改正や課題を聴取
- **30団体にて基準の引き上げ等を確認し、人口10万人以上の市におけるダンピング対策が大きく進展**

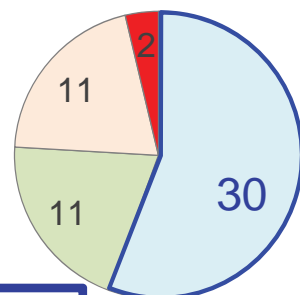
最新の算定基準を下回る人口10万以上の市への個別ヒアリング

算定基準の改正に向けた状況

R2年10月時点

R3年12月時点

平成31年中央公契連モデル
を下回る基準を採用する
人口10万以上の市



**基準改正
30団体**

- 改正済(改正を予定)
- 改正検討中
- 必要に応じて今後検討
- 現時点での改正困難

54団体

算定基準の改正に関する主な課題の声

- **入札不調についての懸念**
 - ・最低制限価格を僅かに下回った場合でも失格となるため、算定基準の引上げにより入札不調が増加し、事業推進へ影響が及ぶことが懸念される
- **財政負担の増加(落札率の上昇)**
 - ・算定基準の引上げにより財政負担の増加(落札率の上昇)が想定される
 - ・財政部局を含めた関係者の理解が必要
- **具体的な弊害が確認されていない**
 - ・平均落札率が高く、基準価格を下回る入札が発生していない。

今年度の「見える化」の取組を踏まえ、**来年度以降**

- **算定式非公表、独自基準を採用する団体についても分析に着手**

⇒非公表としている理由、独自基準の設定水準等を確認し、必要に応じて働きかけ

- **人口10万未満の市町村についても順次、分析・働きかけを拡大**

開催概要

日時：令和4年2月28日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進、建設キャリアアップシステムの普及促進等

- 建設業の賃金引上げに向けては、官民協働した取組が不可欠であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、**本年は概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることを申合せ。**
- 建設業の担い手確保に向けて、工期の適正化や施工時期の平準化、インフラ分野のDX推進等による**働き方改革等の推進**や、**ダンピング対策の徹底等**について議論。
- **建設キャリアアップシステム（CCUS）の更なる普及促進及びこれを用いた処遇改善等**について議論。**技能レベルに応じた手当の支給**について、**取組の水平展開を大臣から要請。**



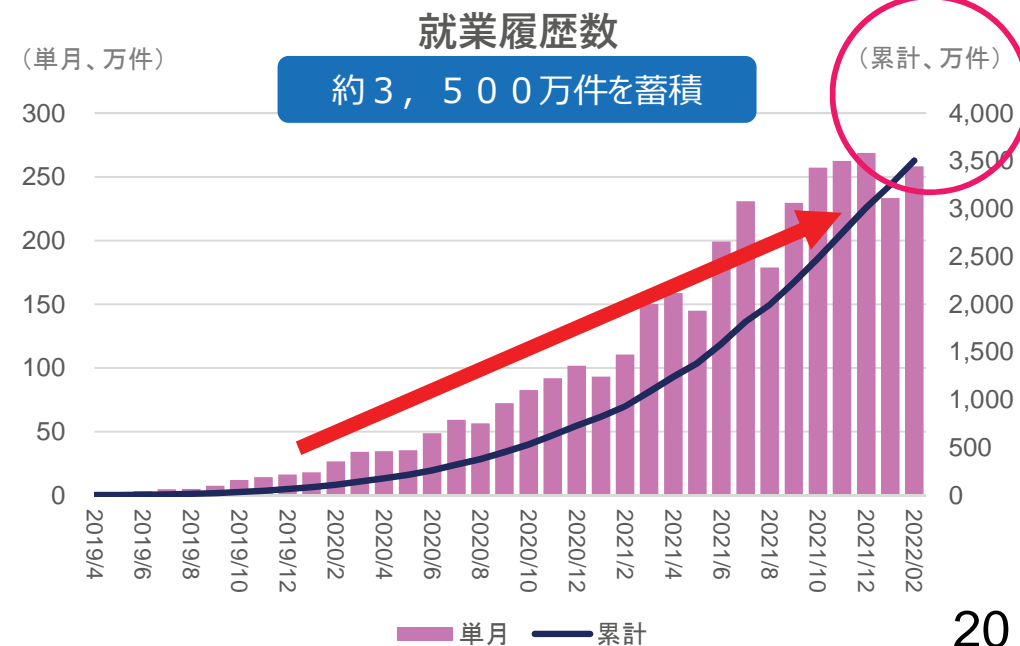
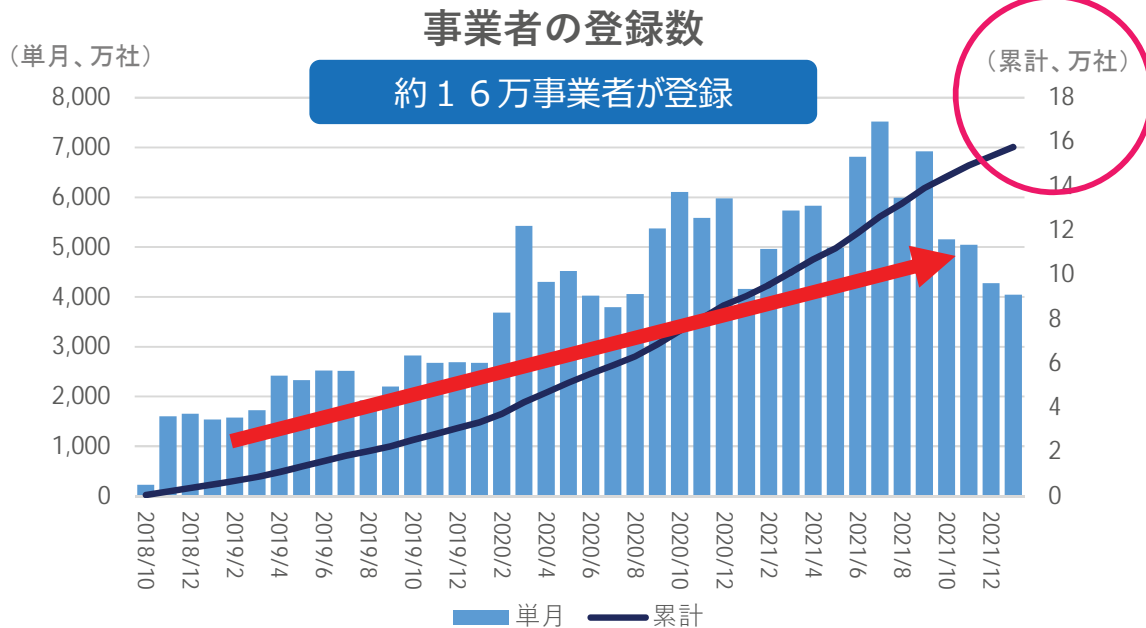
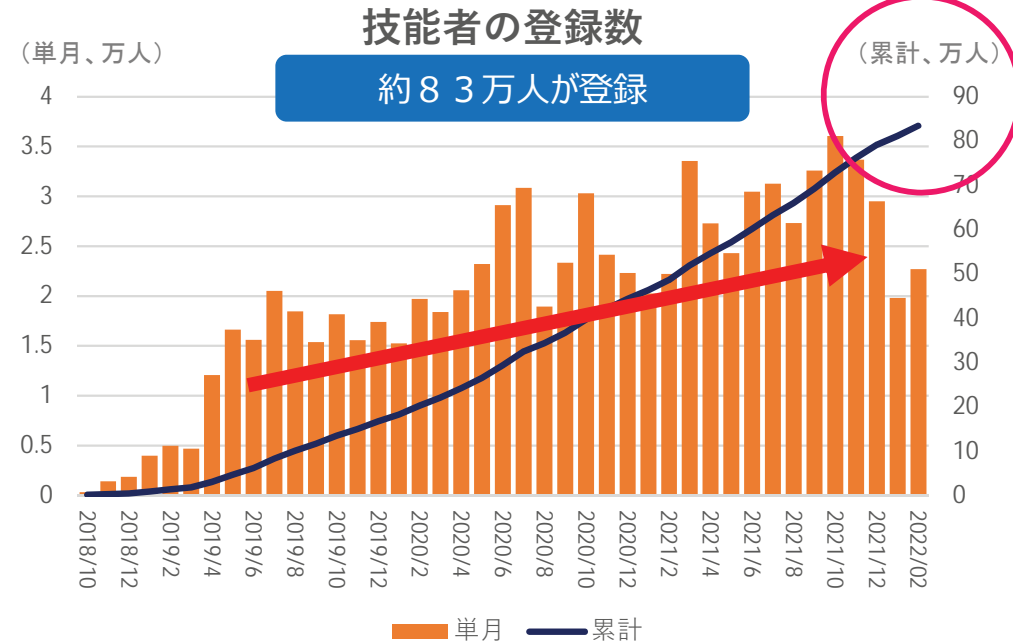
2. 建設キャリアアップシステムについて

- **技能者は約83万人が登録済み**
(技能者の4人に1人が利用する水準に。)
- **現場での利用数※は高水準で推移**
(※就業履歴数。直近で月・約258万回（令和4年2月実績）)
- **事業者の登録は約16万事業者※が登録**
(※うち一人親方は約4.7万事業者)

【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	834,150人	3,180,000人	161,989社	200,279社

(注) (参考) 技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より
(参考) 工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より
国土交通省推計。



- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

(令和4年2月28日 現在)

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【一般土木工事(WTO対象+Bランク)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で64件(R3年度契約))※予定を含む

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で16件(R3年度契約))※予定を含む

○地元業界の理解がある25都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨モデル営繕工事

(全国で27件(R3年度契約))※予定を含む

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

(全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績

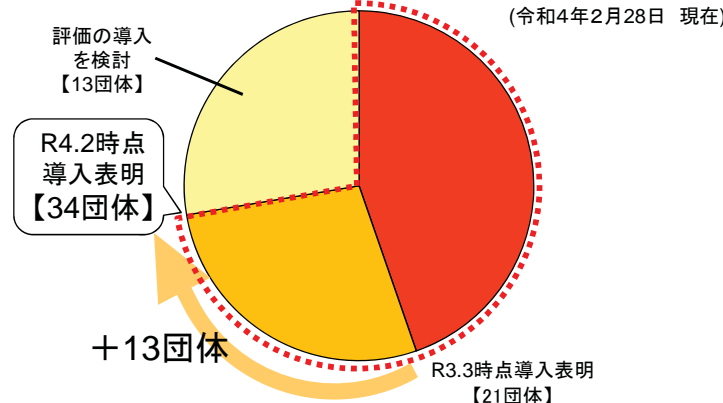
地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○34道府県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】

(令和4年2月28日 現在)



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(令和3年3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事でも推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**25都府県で実施予定**（他に5協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、**34都府県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明**
広がりをもさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

（令和4年2月28日 現在）

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		●(予定)★(予定)	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	◎(予定)
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎
秋田県	●	◎(予定)	奈良県	●	△
山形県		●(予定)	和歌山県	●	○
福島県	●	●(予定)、◎	鳥取県		★(予定)
茨城県		●(予定)	島根県	●	◎
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県		◎
埼玉県	●	●★	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	◎(予定)
神奈川県		△	愛媛県		●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		●★
長野県	●	◎○	大分県		△
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●(予定)、◎○	鹿児島県	●	●、◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	●
三重県	○	●★			

（令和4年2月28日 現在）

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

- 評価実施
- R4年度中に評価導入予定
- 今後検討

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

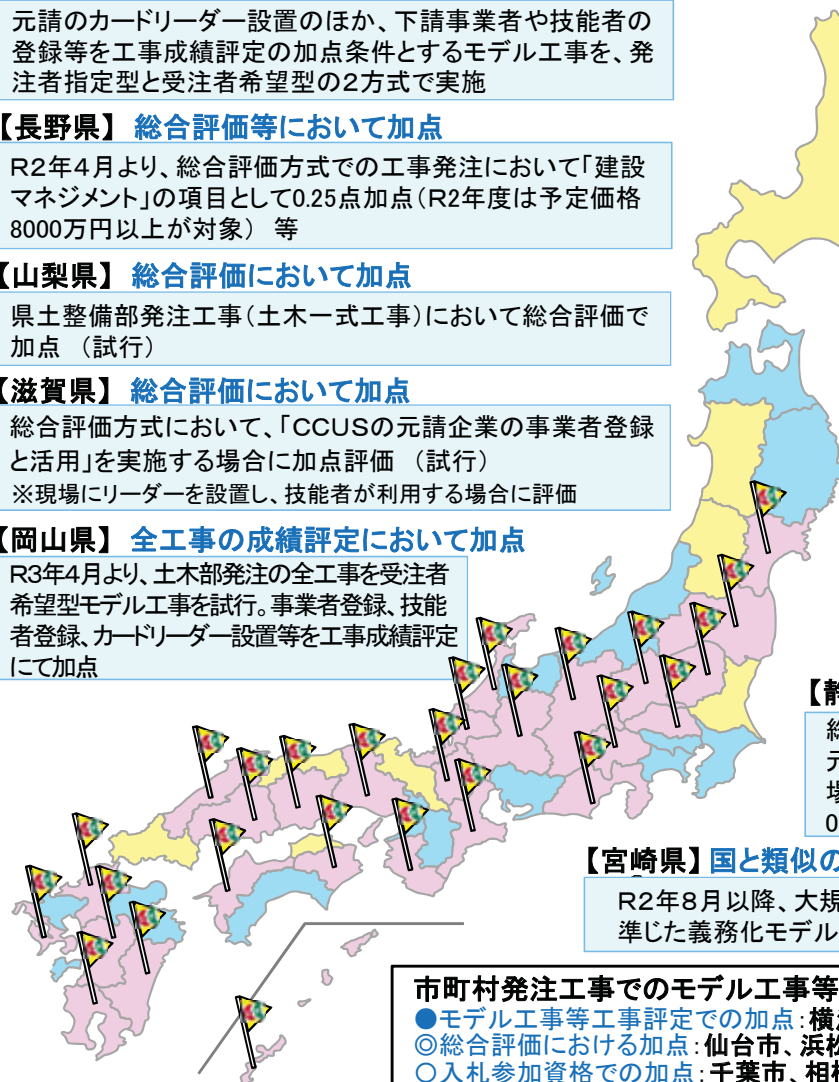
R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施



市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

（令和4年2月28日 現在）

- モデル工事等工事評定での加点: 横浜市、岡山市など
- ◎ 総合評価における加点: 仙台市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- 入札参加資格での加点: 千葉市、相模原市、郡山市など

＜直轄Cランク工事＞

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価＞

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中

※赤文字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

○発注者がCCUSを活用し、CCUSモデル工事など、当該工事におけるCCUSの利用状況の確認や、工期内における技能者の週休2日の達成状況を効率的に確認できるよう措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)

(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。令和4年9月頃からの供用開始を目指す。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

- ◎ 施工体制台帳の帳票
- ◎ 作業員名簿の帳票
- ◎ 施工体系図の帳票
- ◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票
- ◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

書類の事務の合理化

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

- ◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況
- ◎ 事業者のCCUSの登録状況
- ◎ 技能者のCCUS登録状況

(「CCUSの利用状況の確認画面について」参照)

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめでの集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

- ◎ 技能者の週休2日の達成状況

(「週休2日の達成状況の確認画面について」参照)

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覧的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

週休2日工事における、達成状況の確認に資する (②とセット)

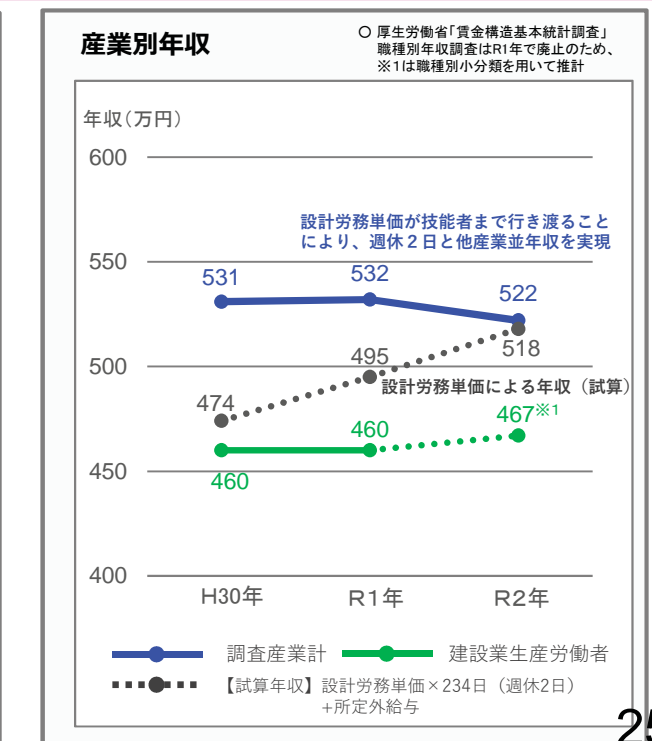
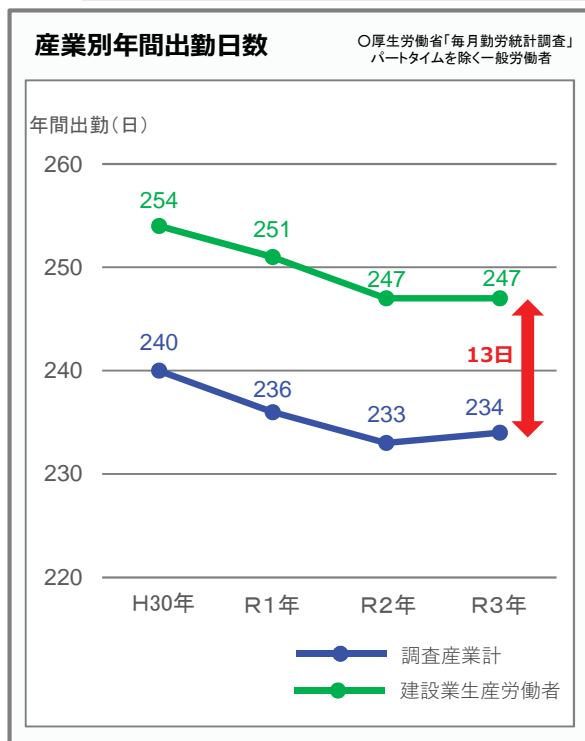
CCUSの能力評価等を反映した手当の支給例

CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- ◎ **CCUSのレベル別に日額手当を支給する優良技能者制度**(協力会会員を対象)を実施 (西松建設)
(レベル2:500円、レベル3:1,000円、レベル4:2,000円(特に模範となる方:3,000円))
- ◎ **優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協力会の規則でCCUS加入を義務化。CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて、令和4年4月1日から運用開始** (奥村組)
(レベル2以下:1,000円(現場マイスター) or 2,000円(エリアマイスター)、レベル3以上:3,000円(スーパーマイスター))
- ◎ **上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ。**(年度末までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す)。さらに、今年度中に、**現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定** (村本建設)
- ◎ **優秀登録職長手当制度の認定要件**[鹿島マイスター(スーパーマイスター4,000円/日、マイスター2,000円/日)]及び**優良技能者報奨金制度(新E賞:10万円/年)の認定要件にCCUS技能者登録を追加。**
鹿島マイスターについては、レベル4相当(経験年数10年以上、職長経験3年以上)の技能者であることを要件追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金を、CCUS登録技能者を対象に全額負担とした。 (鹿島建設)
- ◎ **2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。**
独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした。 (五洋建設)
※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力会社が個人ベースで目標達成した場合、協力会社に労務費を5~10%割増補正して支払い
- ◎ **優良技能者手当(3,000円~1,000円/日)の支給要件にCCUSレベル3以上を追加。** (戸田建設)
- ◎ **優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4(ゴールド)の保有者から選定し、日額3,000円を支給。** (清水建設)
- ◎ **従来の優良職長手当におけるCCUS登録の義務化** (大林組)
- ◎ **導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている** (東洋建設)
- ◎ **優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ** (大林道路)
- ◎ **従来の優良職長制度の認定基準の項目に、「CCUS技能者登録」の追加を検討中** (大成建設)
- ◎ **優良技能者(マスター、マイスター)制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加することを検討中** (前田建設)

- 建設業技能労働者の平均年収は467万円※1となっており、全産業平均の年収を大きく下回る一方、年間出勤日数は13日も多い。特に若年層を中心とする新規入職者が減少しており、このままでは将来の担い手確保が困難となるおそれ。
- 技能労働者の技能と経験に応じた適正な賃金支払いや週休二日の確保が担い手確保のために重要であるが、受発注者間の取引の実態として、必ずしも、適正な給与支払いの原資として十分な請負金額や、週休二日の確保が可能となる工期とはなっていない状況。
- 背景として、公共工事においては、公共発注者によるダンピング対策などの取組により、適正な競争環境を確保し、過度な受注競争を未然に防ぐことが期待できるが、民間工事においては、これらの対策を講じることが困難であり、適切な労務費の支払いすら困難となる過度な価格ダンピングや、超過勤務に繋がる工期ダンピングを未然に防ぐ仕組みがないことが影響。
- 設計労務単価は10年連続で上昇する一方、これに相当する賃金が技能者1人1人にまで行き渡らない理由の一つとして、建設市場における激しい競争の中、多重下請け構造の下で、労務費までもがダンピング競争に晒されている状況。

- **CCUSを活用し、設計労務単価に相当する賃金を技能者に行き渡らせることで、全産業平均並みの年収を確保。**
- **併せて、民間工事も含めた適正な競争環境を整えることで、企業としての適正な給与支払いの原資を確保できるようにするとともに、適切な工期を確保することで週休二日を実現し、希望のある持続可能な建設業を実現。**



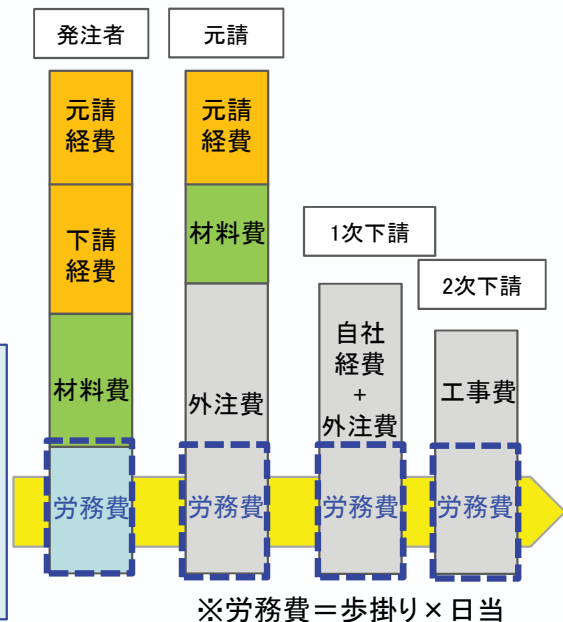
- 労務費ダumpingを防ぐとともに、建設業技能労働者の平均年収を全産業並へ押し上げるためには、どのような方策が考えられるか。

【課題（例）】

- ✓ 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）について、具体の基準を定めることは考えられるか。
- ✓ 下請け企業が元請け企業への価格交渉力を高めるため、受注者が必要とする労務費の目安を国が示すことで、労務費を「見える化」「標準化」することは考えられるか。
- ✓ 技能者の能力を適正に評価し、客観的に「見える化」するため、職長として携わった具体的な現場情報や元請け企業からの個別技能者の評価等も蓄積する仕組みを構築することは考えられるか。

- また、企業及び技能者の双方が、賃金面の処遇の目安を把握できるよう、国において設計労務単価を踏まえたCCUSレベル別の年収目安を示すことは考えられるか。

- 労務費の標準化
- 労務費額の見える化
- 不当に低い請負代金



作業量

〇〇工=〇〇t/日
〇〇工=〇〇m²/日 等

労務費

〇〇工=〇万円/t
〇〇工=〇千円/m² 等

職種	レベル別の年収目安			
	レベル4 (総括職長)	レベル3 (職長)	レベル2 (熟練技能者)	レベル1
〇〇工	**	**	**	**
〇〇工	**	**	**	**

	レベル別の評価基準			
	レベル4 (総括職長)	レベル3 (職長)	レベル2 (熟練技能者)	レベル1
客観評価基準	**	**	**	**
〇〇〇	**	**	**	**

「適正な施工確保のための技術者制度検討会」の 検討状況について

「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」概要

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

※前期検討会（H29.6）でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

委員

(土木分野)	小澤 一雅	東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長]	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授	
	木下 誠也	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
(建築分野)	遠藤 和義	工学院大学建築学部建築学科教授	
	蟹沢 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授	
(法律分野)	大森 文彦	東洋大学法学部企業法学科教授・弁護士	
(経済分野)	大串 葉子	椋山女学園大学 現代マネジメント学部教授	(敬称略)

主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。

スケジュール（想定）

- 令和3年11月22日 第1回検討会
- 令和4年2月21日 第2回検討会
- 今後、更に議論を深め
令和4年春を目途にとりまとめ予定

令和4年2月21日

第2回 適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期) 資料-1

監理技術者等の専任制度について

1. 現状の監理技術者等の専任制度と課題

制度の現状

- 建設業法上、建設業者は、「建設工事の適正な施工」のため、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（技術上の責任者）として、監理技術者等を置かなければならない（法律）。
- 「重要な工事」については、監理技術者等を専任で配置しなければならない（法律）。「重要な工事」は、一律に請負金額3500万円（建築一式7000万円）以上のもの（一部除く）と規定（政令）。

○建設業法(抄)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(中略)が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、(中略)当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。
- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。(後略)

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の4 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- 2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

課題認識

- 建設工事の多様さ、施工方法や現場管理手法のICT化の進展を踏まえると、請負金額による一律の専任規制は、技術者配置が非効率になっている可能性があるのではないか。また、監理技術者等の施工管理業務においてもICTを活用することで効率化を図ることを推進すべきではないか。
- 建設工事費の上昇により、現在専任不要の工事は従前に比べて相対的に小規模な工事となっているのではないか。また、近年の働き方改革などの変化を踏まえ、専任技術者についてもより柔軟な配置を可能とする方策が必要ではないか。

2. 監理技術者等の専任制度の検討方針(案)

検討にあたって留意すべき事項

● 現場配置技術者に関する制度のあり方について

- 元請技術者だけでなく、下請技術者や技能者を含めた施工体制全体で合理化を図る必要がある。
- 専任制により、重要な工事へ技術者の確実な配置を確保してきたことも踏まえる必要がある。
- 働き方改革に逆行することのないよう、技術者個人の負担も考慮する必要がある。

● ICTを活用した施工管理について

- ICTの活用により監理技術者等の職務の代替を可能とする場合においても、適正な施工体制が担保できる方策を講じる必要がある。
- 将来のICTの進展を見据えた制度設計を行う必要がある。

検討方針

- 専任制度の見直しにあたっては、適正な施工体制の確保を前提としつつ、ICTの活用状況や今後の進展可能性を踏まえて検討を行う。
- 早期に導入可能なものから制度見直しを行い、制度の変更が及ぼす影響を見極めつつ、段階的に見直しを行う。
- まずは、直面している担い手不足の現状、生産性向上のニーズに直結する課題に対応するため、現行制度の見直しから検討を進める。
- 併せて、中長期的には、今後のICTの進展可能性を踏まえ、先進的な技術や個々の工事の特性に応じた適正かつ効率的な施工体制による施工が可能となる制度の考え方について検討を深める。

3. 監理技術者等の専任制度の検討の方向性(案)

○専任不要上限額の引き上げ検討

基準請負金額について、過去の工事規模との比較を行い、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、引き上げ幅を検討。

○兼任可能な条件の検討

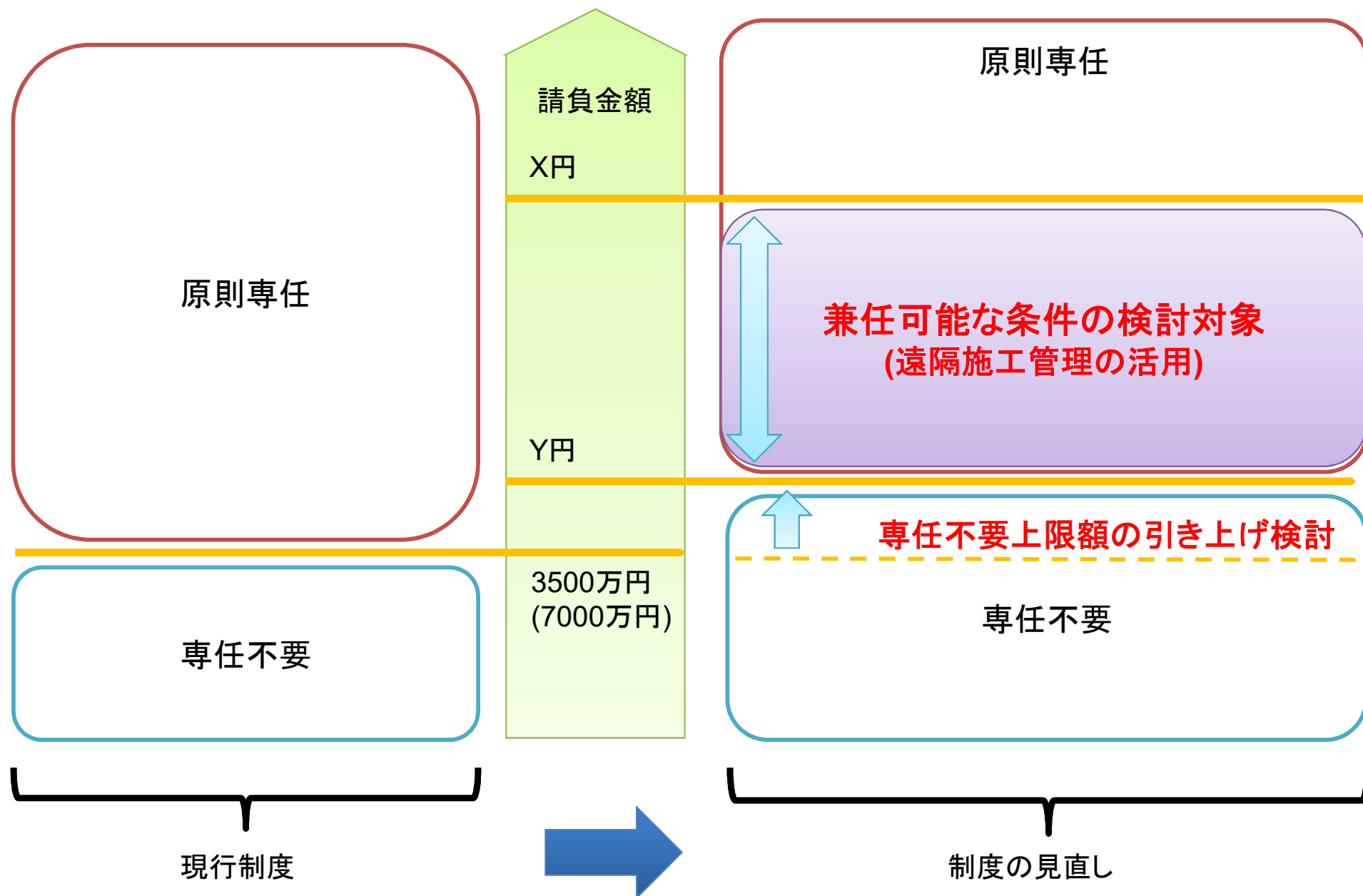
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な条件を拡充することを検討。

○その他の検討

上記と併せて技術者配置の運用の合理化について検討。

※ ICTの活用度合いなど個々の工事の特性に対応するため、より柔軟な施工体制による工事施工が可能となるような制度設計について、中長期的な課題として今後検討。

4. 監理技術者等の専任制度の見直しイメージ (案)



※ 中長期的な課題については別途検討

令和4年2月21日

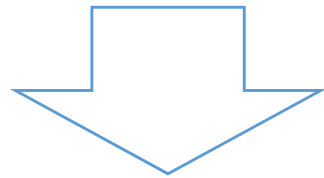
第2回 適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期) 資料-2

技術検定受検等に必要な実務経験について

1. 技術者資格制度に関する課題について(案)

○現行制度の課題

- 建設業において担い手不足が進む中、優秀な人材を確保する上で、技術者資格の取得に必要な実務経験の長さが障害になるとの意見がある。
- 必要な実務経験の長さは学歴によって差が設けられており、同一職務を経験する場合であってもその必要年数に大きな差が出る場合がある。
- 技術者資格の取得に必要な実務経験は、指導監督的立場を求める部分を除き、業務上の立場・役割を限定しておらず、経験内容にかかわらず建設業に従事した期間の長さが求められている。



技術者資格要件の合理化を図るため、以下のような考え方で検討を行ってはどうか。

○基本的な考え方

- 監理技術者等として施工管理を行うためには、一定の実務経験が必要である。
- 現状、技術検定合格者(施工管理技士)を直ちに有資格者と見なせることのメリットは大きいと見なされるため、検定後に実務経験を積む方式については将来の検討課題とする。
- 技術者資格に関する条件は、知識についての条件と経験についての条件に分けて整理する。
- 知識については、原則として技術検定により計ることとし、検定内容の充実化等を検討する。
- 経験については、学歴による差を見直し、実務経験の内容を評価することにより、必要年数の短縮を検討する。

2. 技術者資格制度の検討の方向性について(案)

○技術検定受験資格の検討の方向性

- 第1次検定の受験資格について、(1級についても)一定年齢以上の全ての者に受験資格を認めることを検討する。
- 第1次検定の検定試験内容について、指定学科卒業者とそれ以外の者との間で検定内容に差を設けることを検討する。
- 第1次検定に合格した者を、建設技術者として最低限必要な知識を有するものとして扱うことを検討する。
- 第2次検定の受験資格について、施工管理に関する実務経験の内容に応じて必要な期間を検討する。

○実務経験による技術者資格の検討の方向性

- 指定学科の卒業者以外であっても、一定の条件下で指定学科の卒業者に準じた扱いができるような制度を検討する。

(参考) 技術検定の受検資格の概要(現状)

○1級の受検資格(合格者は「**監理技術者**」として現場配置可能)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数 ※1			
	指定学科		指定学科以外	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
大 学	卒業後 3年以上		卒業後 4.5年以上	
短期大学、高等専門学校	卒業後 5年以上		卒業後 7.5年以上	
高 等 学 校	卒業後 10年以上 ※2※3		卒業後 11.5年以上 ※3	
そ の 他	卒業後 15年以上 ※3			
2 級 技 術 検 定 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年以上 ※3※4	条件なし	2級合格後 5年以上 ※3※4

※1 実務経験の年数には、指導監督の実務経験年数1年以上が含まれていなければならない

※2 「5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」を満たす場合、2年短縮可能

※3 「専任の主任技術者としての実務経験1年以上」を満たす場合、2年短縮可能

※4 「専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」を満たす場合、2年短縮可能。

○2級の受検資格(合格者は「**主任技術者**」として現場配置可能)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数			
	指定学科		指定学科以外	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
大 学	条件なし ※5	卒業後 1年以上	条件なし	卒業後 1.5年以上
短期大学、高等専門学校		卒業後 2年以上		卒業後 3年以上
高 等 学 校		卒業後 3年以上		卒業後 4.5年以上
上 記 以 外		卒業後 8年以上		卒業後 8年以上

※5 当該受検年度の末日における年齢が17歳以上の者であること

① 主任技術者

	実務経験年数	指導監督の実務経験年数
指定学科卒業生		
大学・短大・高専 専修学校の専門課程（専門士、高度専門士）	卒業後 3年以上	－
高等学校、専修学校の専門課程	卒業後 5年以上	－
指定学科以外		
その他	10年以上	－

② 監理技術者（指定建設業 7 業種を除く）

	実務経験年数	指導監督の実務経験年数
指定学科卒業生		
大学・短大・高専 専修学校の専門課程（専門士、高度専門士）	卒業後 3年以上	2年以上（左記と重複可）
高等学校、専修学校の専門課程	卒業後 5年以上	2年以上（左記と重複可）
指定学科以外		
その他	10年以上	2年以上（左記と重複可）

指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

建設工事標準請負契約約款の改正

標準請負契約約款は、**請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化**のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、**中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告**するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第三十四条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

種類

① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

災害復旧工事中における損害発生時の 受注者負担軽減について

【公共工事標準請負契約約款】

公共約款における不可抗力による損害発生時の費用負担の考え方

※不可抗力...天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの

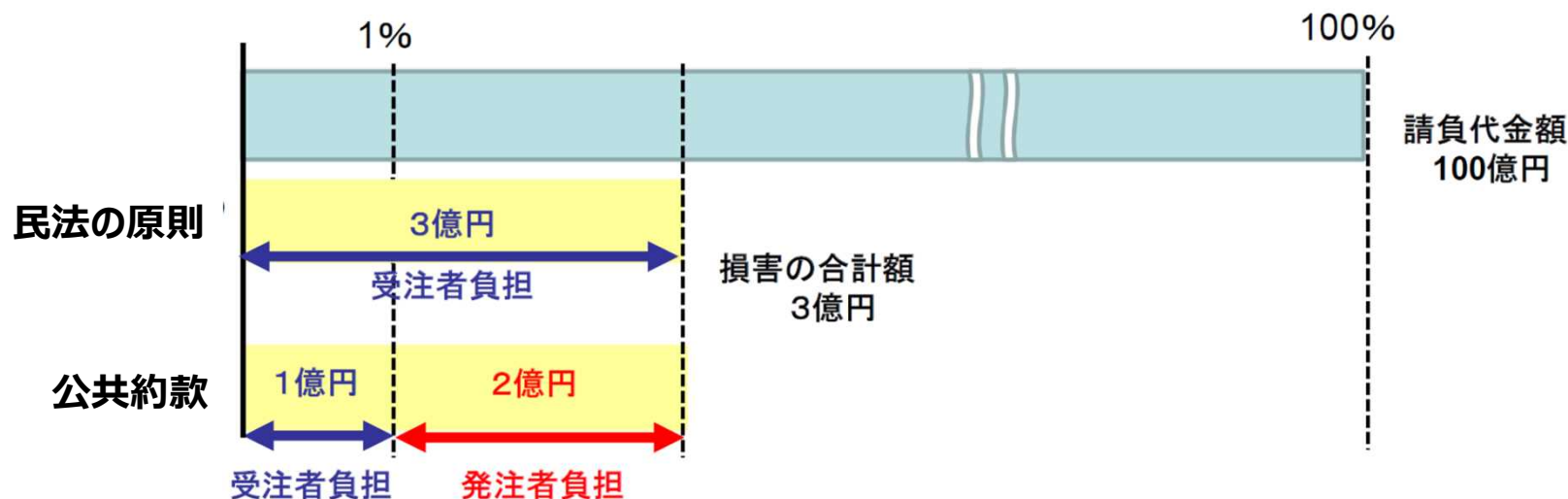
○民法の原則

- ✓ 本来、請負は仕事の完成を目的とする双務契約。
- ✓ **不可抗力**(発注者と受注者の双方の責めに帰することができない事由)によって損害が生じた場合、その損害は**受注者(請負人)が負担**(民法第536条第1項)

○民法(明治29年法律第89号)(抄)
 (債務者の危険負担等)
 第五百三十六条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。
 2 (略)

○公共工事標準請負契約約款(民法の考え方を転換)

- ✓ 建設工事における不可抗力による損害を民法の原則どおり受注者負担とした場合、**リスク分が請負代金額に組み込まれ、結果として契約金額の増嵩を招き、発注者も重い負担を負いかねない等の問題が発生**
- ✓ このため公共工事標準請負約款においては、不可抗力による損害の負担をすべて受注者に帰すのではなく、**発注者における負担**を明確化
 ⇒損害合計額のうち**請負代金額の1/100を超える部分**については、**発注者が負担**(約款第30条第4項。昭和56年～)



現状

- 公共約款においては、民法の考え方を転換し、不可抗力により損害が発生した場合、発注者が損害額のうち請負代金額の1/100を超える額を負担（＝受注者は請負代金額の1/100を負担）する旨規定（第30条）されており、2次災害等のリスクの高い応急・災害復旧工事中に被災し損害が発生した場合も例外ではない。

課題認識

受注者側から見た課題

- 被災地域で行われる応急・災害復旧工事は、2次災害に晒されるリスク等**工事自体に一定のリスク**が存在するが、緊急性が高く、リスクが高い状況においても施工することが求められる場合がある。
 - また、応急・災害復旧工事においては、24時間体制での対応が求められることや、人材・資機材の確保が平時に比べ困難であることなどから、**そもそも受注者負担が大きくなっている**。
- ⇒ このような状況において、引き続き受注者に1%負担を求めた場合、災害復旧工事の受注意欲の減退を招きかねないだけでなく、「**地域の守り手**」としての**建設業の存続にも支障**をきたす可能性。

発注者側から見た課題

- 災害復旧工事には施工確保上の課題があり、**受注しやすい環境を整えることが必要**。
- 公共工物品確法の基本理念を踏まえた発注者の責務としても、**建設業の持続可能性の確保、円滑な災害復旧のための体制構築**が必要不可欠。

災害が頻発化・激甚化する近年において、災害復旧を円滑に進めるためには、**受注者負担の軽減**により、**災害復旧工事を受注しやすい環境を整えることが必要不可欠**。

改正の方向性

- 公共約款第30条を改正し、「災害復旧工事」中における不可抗力による損害発生について、**1/100の受注者負担を求めないこと**としてはどうか。

- 公共約款第30条においては、不可抗力による損害（受注者の善管注意義務違反に基づくもの・保険によりてん補されるものを除く。）のうち、請負代金額の1%を受注者が負担。
- 「災害復旧工事」中における2次災害については、善管注意義務を果たすことを前提に、受注者負担を求めないこととしてはどうか。

○公共工事標準請負契約約款（抄）

※赤字が改正・追加部分

（不可抗力による損害）

第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（内訳書に基づき）算定する。
一～三 （略）

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

◎「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容（対象工事として以下を想定）

1. 災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事
2. 発災直後の応急対策（災害協定に基づく契約又は指示により実施される工事や、維持管理契約内で指示を受けて対応する工事）

保険証券・保証証書の電子化について

【公共工事標準請負契約約款】

現状

- 公共約款において、受注者が、契約保証として履行保証保険契約を締結したとき及び前払金保証契約を締結したときは、保険証券・保証証書を発注者に「寄託」することとされている。
- 「寄託」は民法上の概念であり、「有体物」（この場合、書面）を対象にしている。実際に、受注者は保証証書（紙）を発注者に提出している。

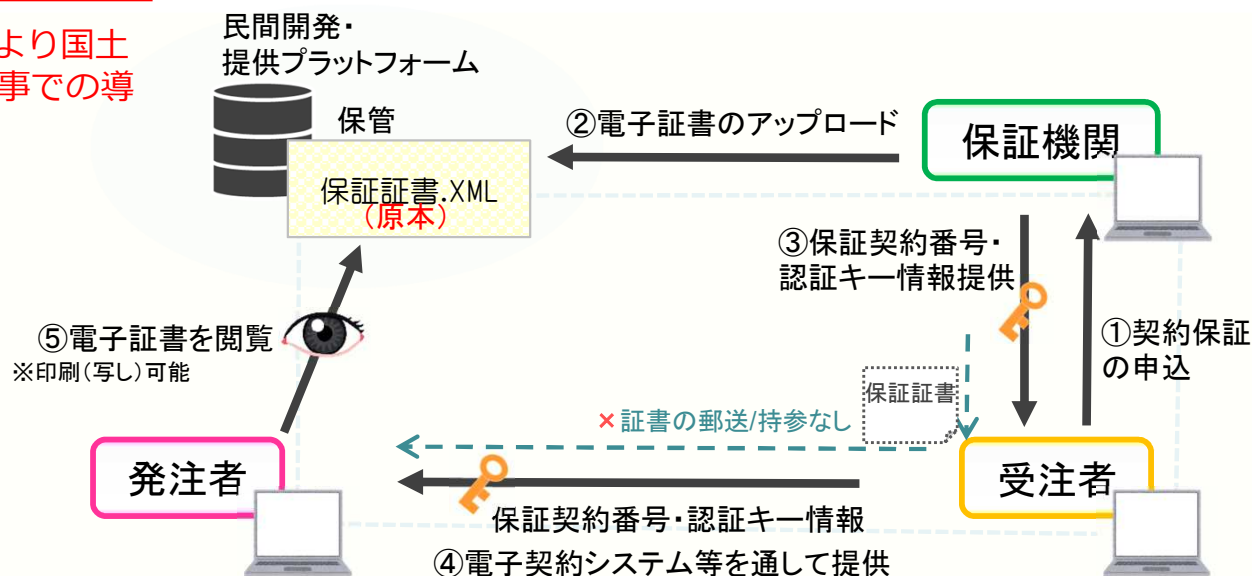


改正の方向性

- 公共約款を改正し、**一定の電磁的措置を講じた場合**（例えば、以下のスキーム）も「寄託」したものとみなすこととしてはどうか。
- 保証証書等の電子化により、受注者から発注者へ保証証書等を郵送又は持参する必要がなくなるとともに、保証機関は紙の保証証書等を発行する必要がなくなるなど、手続きの効率化に寄与する。

電子化スキーム（案）

※令和4年5月より国土交通省直轄工事での導入を予定。



- 電磁的方法による「寄託」の具体的方法は、保証契約の相手方たる保証事業会社・損害保険会社が構築する。
- 電子契約（建設業法第19条）等においては、その方法（メール、ダウンロード等）について予め相手方の承諾を得ることとなり、電磁的方法による「寄託」についても、「発注者が認めた措置」に限り採用可能としてはどうか。

○公共工事標準請負契約約款（抄）

※赤字が改正・追加部分

（契約の保証）

第四条（A） 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3～6 （略）

（前金払及び中間前金払） ※第三十五条（B）も同様

第三十五条（A） 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。

4～9 （略）

（保証契約の変更）

第三十六条 受注者は、前条第〇項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第一項又は第二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 （略）

建設発生土の搬出先等の明確化について

【公共工事標準請負契約約款／
民間建設工事標準請負契約約款(甲)】

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）

- 盛土の総点検において、**点検が必要な盛土は約3.6万箇所**
(11月末暫定集計)



R3.7 静岡県熱海市

死者・行方不明者27名、家屋被害128棟



H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
家屋被害1棟



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

盛土による災害の防止に関する検討会 提言（令和3年12月24日） <抜粋>

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的考え方】

- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要。
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、**地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。**

指定利用等の徹底による搬出先の明確化等

- 建設発生土について、**全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施**を要請 ※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、**契約締結時における適切な処理費用負担**や、予期せぬ費用増が生じた場合には**追加負担について受注者と適切に協議**することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者**については、**指定利用等の実施**や、それが困難な場合でも**元請業者により適正処理が行われることを確認**するよう求める

契約約款における対応を検討

- 公共工事における指定利用等の原則実施を要請すること等を踏まえ、発注者が建設発生土の搬出先を指定した場合に、当該建設発生土の「**搬出先**」を記載した書類を契約書に添付することを求めるなど、**公共約款及び民間約款（甲）**において必要な対応を検討。

**公共工事標準請負契約約款
新旧対照表**

(傍線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>(契約の保証)</p> <p>第四条 (A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第一項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第六項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の〇以上としなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者が第一項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第五十五条第三項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>5 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</u></p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第四条 (A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>一 契約保証金の納付</p> <p>二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証</p> <p>四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第五項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の〇以上としなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者が第一項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第五十五条第三項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</u></p>

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の〇に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとし、〇の部分には、たとえば、一と記入する。

(不可抗力による損害)

第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（内訳書に基づき）算定する。

[注]（内訳書に基づき）の部分は、第三条（B）を使用する場合には、削除する。

一 工事目的物に関する損害

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の〇に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとし、〇の部分には、たとえば、一と記入する。

(不可抗力による損害)

第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第六項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（内訳書に基づき）算定する。

[注]（内訳書に基づき）の部分は、第三条（B）を使用する場合には、削除する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(前金払及び中間前金払)

第三十五条 (A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 受注者の資金需要に適切に対応する観点から、(A)の使用を推奨する。

〇の部分には、たとえば、四と記入する。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第一項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から十四

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(前金払及び中間前金払)

第三十五条 (A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 受注者の資金需要に適切に対応する観点から、(A)の使用を推奨する。

〇の部分には、たとえば、四と記入する。

(新設)

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から十四

四日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第一項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、二と記入する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇（第四項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の〇）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第三十七条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

[注] 〇の部分には、たとえば、四（括弧書きの〇の部分には、たとえば、六）と記入する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の〇（第四項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の〇）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば、五（括弧書きの〇の部分には、たとえば、六）と記入する。

8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、三十未満の数字を記入する。

9 発注者は、受注者が第七項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第一項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、二と記入する。

4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇（第三項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の〇）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第三十七条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

[注] 〇の部分には、たとえば、四（括弧書きの〇の部分には、たとえば、六）と記入する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の〇（第三項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の〇）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば、五（括弧書きの〇の部分には、たとえば、六）と記入する。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、三十未満の数字を記入する。

8 発注者は、受注者が第六項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

第三十五条（Ｂ） 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、四と記入する。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第一項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

[注] 〇の部分には、たとえば、四と記入する。

5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の〇を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば、五と記入する。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、三十未満の数字を記入する。

7 発注者は、受注者が第五項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

第三十五条（Ｂ） 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、四と記入する。

（新設）

2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

[注] 〇の部分には、たとえば、四と記入する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の〇を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

[注] 〇の部分には、たとえば、五と記入する。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、三十未満の数字を記入する。

6 発注者は、受注者が第四項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

(保証契約の変更)

第三十六条 受注者は、前条第○項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

[注] ○の部分には、第三十五条(A)を使用する場合は六と、第三十五条(B)を使用する場合は四と記入する。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第一項又は第二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 第四項は、発注者が保証事業会社に対する工期変更の通知を受注者に代理させる場合に使用する。

(債務負担行為に係る契約の前金払 [及び中間前金払] の特則)

第四十一条 債務負担行為に係る契約の前金払 [及び中間前金払] については、第三十五条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第三十六条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第三十八条第一項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金 [及び中間前金払] の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において契約会計年度について前払金 [及び中間前金払] を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項 [及び第四項] の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金 [及び中間前払金] の支払いを請求することができない。

(保証契約の変更)

第三十六条 受注者は、前条第○項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

[注] ○の部分には、第三十五条(A)を使用する場合は五と、第三十五条(B)を使用する場合は三と記入する。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

(新設)

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 第三項は、発注者が保証事業会社に対する工期変更の通知を受注者に代理させる場合に使用する。

(債務負担行為に係る契約の前金払 [及び中間前金払] の特則)

第四十一条 債務負担行為に係る契約の前金払 [及び中間前金払] については、第三十五条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第三十六条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第三十八条第一項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金 [及び中間前金払] の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において契約会計年度について前払金 [及び中間前金払] を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項 [及び第三項] の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金 [及び中間前払金] の支払いを請求することができない。

3 第一項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金〔及び中間前払金〕を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分〔及び中間前払金相当分〕（円以内）を含めて前払金〔及び中間前金払〕の支払いを請求することができる。

4 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金〔及び中間前金払〕の支払いを請求することができない。

5 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金〔及び中間前金払〕の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第三十六条第四項の規定を準用する
〔注〕〔 〕の部分は、第三十五条（B）を使用する場合には削除する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第六十一条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

3 第一項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金〔及び中間前金払〕を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分〔及び中間前払金相当分〕（円以内）を含めて前払金〔及び中間前金払〕の支払いを請求することができる。

4 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金〔及び中間前金払〕の支払いを請求することができない。

5 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金〔及び中間前金払〕の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第三十六条第三項の規定を準用する
〔注〕〔 〕の部分は、第三十五条（B）を使用する場合には削除する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第六十一条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

JV準則・適正化指針の改正について

(復旧・復興JVの位置付け等)

復旧・復興JV（復旧・復興建設工事共同企業体）

被災地域

- ・近年、災害が激甚化・頻発化。大規模災害の被災地域では、平常時と比べて建設工事需要が突発的に著しく大きくなる。
- ・被災地域内の企業単体では施工体制を確保できなくなり、不調・不落の発生率の上昇等により迅速な復旧・復興がなされないおそれ。

復旧・復興JV

被災地域の
建設企業



地域内外の
建設企業

被災地域の建設企業の施工力を強化

復旧・復興JVをJV準則へ位置付け、被災地域における施工体制を確保

復旧・復興JVの主な特徴

① 性格

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成される共同企業体

※ 被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある期間において活用

② 工事の種類・規模

大規模災害^(※1)からの復旧・復興工事とし、大規模な工事と技術的難度の高い工事^(※2)をのぞく

※1 激甚災害として指定された災害その他の特に激甚な災害

※2 WTO対象工事及び特定JV対象工事

③ 構成員の組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を少なくとも一社含む

④ 共同施工（甲型）の技術者要件

工事規模に見合った施工能力を有する構成員が技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の技術者は兼任可

⑤ 代表者

原則として、地元の建設企業

復旧・復興JVの運用に向けたスケジュール

復旧・復興JVを共同企業体運用準則(JV準則)へ位置付けるにあたっては、
入契法適正化指針も変更し、復旧・復興JVを同指針にも位置付けることが必要。

JV準則改正案のご審議

※ あわせて、入契法適正化指針変更案のご審議

3月14日 中央建設業審議会総会

入契法適正化指針の
変更の閣議決定

JV準則の改正を決定
→ 改正JV準則の実施を勧告
(中建審会長から各発注者あて)

4月以降

復旧・復興JVについての運用に関する通知を发出
(国交省から各発注者・建設業団体あて)

各発注者において、JV運用基準を作成
→ 復旧・復興JVの運用開始

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）の変更

適正化指針とは

入契法※に基づき、国交大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定（R1.10最終変更）

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負う。
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表。
- 国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請。

※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ✓ 激甚化・頻発化する災害への対応力の強化が急務
- ✓ 公共工事の円滑な施工の確保や担い手の中長期的な育成・確保、処遇改善のため、ダンピング対策等の入札・契約適正化の取組を一層徹底する必要

変更案のポイント

◆ 災害復旧等における入札・契約

- 大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図るため、**復旧・復興建設工事共同企業体**について追記
- 災害復旧工事等の円滑な実施を図るため、**他の発注者との連携**について追記

◆ 適正な予定価格の設定・ダンピング対策

- ダンピング対策の観点として、公共工事を実施する者の**適正な利潤の確保**について追記
- 適正な予定価格の設定を図るため、適正な積算を行うべきものに**建設発生土等の運搬・処分等に要する費用**を追記
- ダンピング対策の徹底を図るため、**低入札価格調査基準等を適正な水準で設定**することについて追記

◆ 適切な施工の確保

- 工事に必要な情報の関係者間での把握・共有の推進のため、**設計図書における条件明示**について追記
- 適切な設計変更の実施や変更手続の円滑化のため、**設計変更ガイドラインの策定等**について追記
- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るため、**国・発注者によるCCUS活用促進の取組**について追記

復旧・復興建設工事共同企業体に関するご意見とJV準則（案）

資料4-2

項目	ご意見 (R3.10.15中建審、地方公共団体)	JV準則（案）	
		本文	注 解
① JVの性格	東日本大震災の被災地において、復旧後の復興の段階において主な仕事を地域外業者が受注する状況があった。地域企業に配慮頂きたい（中建審）	大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成される共同企業体とする。（※）	※ 復旧・復興建設工事共同企業体については、その性格を踏まえ、大規模災害からの復旧・復興工事が行われており、かつ、被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある期間において活用するものとする。
② 対象工事の種類・規模	どの程度の災害を復興JVの対象とするのか、慎重に検討する必要（中建審）	復旧・復興建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模災害（※1）からの復旧・復興工事とし、大規模な工事と技術的難度の高い工事（※2）を含まないものとする。	※1 大規模災害とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第二条第一項の規定により激甚災害として指定された災害その他の特に激甚な災害をいうこととする。 ※2 大規模な工事と技術的難度の高い工事とは、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる工事及び特定建設工事共同企業体の対象工事に当たるものとし、発注機関において定めるものとする。
③-（イ） 構成員の数	特になし	2ないし3社とする。	
③-（ロ） 構成員の組合せ	地元企業に配慮頂きたい（中建審） 地元企業＋地域外企業の組合せとして頂きたい（地方公共団体） 下位等級企業を構成員に含むことも可能として頂きたい（地方公共団体）	同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を少なくとも一社含むものとする。（※）	※ 各企業の施工能力については、経営事項審査の点数、等級、工事実績等を参考に発注機関において判断するものとする。被災地域の範囲については、被災の状況や技術者・技能者の不足の状況等を踏まえ、発注機関において定めるものとする。
③-（ハ） 構成員の資格	特になし	構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。（※1） a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。（※2） b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。 c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする。（※3）	※1 別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。また、各発注機関において、必要に応じ資格要件を追加するものとする。 ※2 国内建設企業にあっては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。 ※3 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。
③-（ニ） 構成員の結成方法	特になし	自主結成とする。	
④ 登録	特になし	一の企業が登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。（※1） 登録時期等は単体企業の場合に準ずる。（※2）	※1 一の企業が登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数については、被災の状況や技術者・技能者の不足の状況等を踏まえて発注機関の判断により本項の原則によらないこととする場合であっても、円滑な共同施工を確保するため、最大でも三までとする。 ※2 復旧・復興建設工事共同企業体の登録については、工事の公告後に結成される場合もあり得ることを踏まえ、定時の登録に加え、必要に応じ随時の登録も活用することとする。
⑤ 出資比率	特になし	出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。（※）	※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。 2社の場合30パーセント以上 3社の場合20パーセント以上
⑥ 代表者の選定方法とその出資比率	特になし	代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、地元の建設企業とすることを原則に構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。	

共同企業体の在り方について 新旧対照表

資料4-3

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第一 総括的考え方</p> <p>1 経緯と現状</p> <p>建設工事における共同企業体は、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設企業の振興などを図る上で有効なものであるが、昭和26年に我が国に制度として導入されて以来、一部には行き過ぎと見られる活用も行われ、また、共同企業体の円滑な運営に支障が生じている等の弊害が指摘されたことから、昭和62年に「共同企業体の在り方について」(昭和62年中建審発第12号)が建議され、共同企業体運用準則に基づき共同企業体活用の在り方の適正化が行われてきたところである。</p> <p>また、平成13年には「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という。)が閣議決定され、これに基づき、各省各庁の長等においては、共同企業体運用準則に従って共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用することとされた。</p> <p>一方、平成23年に一部変更された適正化指針では、近年、建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策など、地域の維持管理に不可欠な事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねないこと、また、地域の維持管理を将来にわたって持続的に行うため、入札及び契約の方式において、共同企業体の活用を含んだ担い手確保に資する工夫を行う必要があることが指摘され、これに対応するため、地域の維持管理に不可欠な事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体について<u>定めたところである。</u></p>	<p>第一 総括的考え方</p> <p>1 経緯と現状</p> <p>建設工事における共同企業体は、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設企業の振興などを図る上で有効なものであるが、昭和26年に我が国に制度として導入されて以来、一部には行き過ぎと見られる活用も行われ、また、共同企業体の円滑な運営に支障が生じている等の弊害が指摘されたことから、昭和62年に「共同企業体の在り方について」(昭和62年中建審発第12号)が建議され、共同企業体運用準則に基づき共同企業体活用の在り方の適正化が行われてきたところである。</p> <p>また、平成13年には「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という。)が閣議決定され、これに基づき、各省各庁の長等においては、共同企業体運用準則に従って共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用することとされた。</p> <p>一方、平成23年に一部変更された適正化指針では、近年、建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策など、地域の維持管理に不可欠な事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねないこと、また、地域の維持管理を将来にわたって持続的に行うため、入札及び契約の方式において、共同企業体の活用を含んだ担い手確保に資する工夫を行う必要があることが<u>指摘されているところである。</u></p> <p><u>このため、地域の維持管理に不可欠な事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体について適切に定め、これに対応するものとする。</u></p>

さらに、災害が激甚化・頻発化している中で、大規模災害の被災地において、平常時に比べて建設工事需要が突発的に著しく大きくなることにより、被災地域内の企業単体のみでは施工を十分に担うことができずに入札不調が多数発生するという課題が生じているところである。この課題に対応し、円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、被災地域における施工体制を確保するための対策を行う必要がある。

このため、大規模災害からの復旧・復興工事の担い手となる復旧・復興建設工事共同企業体について、東日本大震災の被災地における試行も踏まえ、適切に定めるものとする。

4 共同企業体の方式

共同企業体を活用する場合には、次の方式によるものとし、発注機関において、それぞれの方式を活用する必要性を勘案の上、各々の判断により活用するものとする。

①特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体

②経常建設共同企業体

中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

③地域維持型建設共同企業体

地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定確保を図る目的で結成する共同企業体

④復旧・復興建設工事共同企業体

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化する目的で結成する共同企業体

4 共同企業体の方式

共同企業体を活用する場合には、次の方式によるものとし、発注機関において、それぞれの方式を活用する必要性を勘案の上、各々の判断により活用するものとする。

①特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体

②経常建設共同企業体

中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

③地域維持型建設共同企業体

地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定確保を図る目的で結成する共同企業体

第二 共同企業体運用準則

2. 一般準則

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体にあつてはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあつては技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格企業のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定する。特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体については、構成員は少数とし、格差の小さい組合せとするとともに、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

3. 個別準則

(4) 復旧・復興建設工事共同企業体

① 性格

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成される共同企業体とする
(注-16)。

② 対象工事の種類・規模

復旧・復興建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模災害(注-17)からの復旧・復興工事とし、大規模な工事と技術的難度の高い工事(注-18)を含まないものとする。

③ 構成員

(イ) 数

2ないし3社とする。

第二 共同企業体運用準則

2. 一般準則

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体にあつてはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあつては技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格企業のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定する。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体については、構成員は少数とし、格差の小さい組合せとするとともに、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

3. 個別準則

(新設)

(ロ) 組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を少なくとも一社含むものとする（注－１９）。

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする（注－１１）。

a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること（注－１２）。

b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。

c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする（注－１３）。

(二) 結成方法

自主結成とする。

④登録

一の企業が登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする（注－２０）。

登録時期等は単体企業の場合に準ずる（注－１４）。

⑤出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする（注－６）。

⑥代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、地元の建設企業とすることを原則に構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

[共同企業体運用準則注解]

(注－14)

地域維持型建設共同企業体及び復旧・復興建設工事共同企業体の登録については、工事の公告後に結成される場合もあり得ることを踏まえ、定時の登録に加え、必要に応じ随時の登録も活用することとする。

(注－16)

復旧・復興建設工事共同企業体については、その性格を踏まえ、大規模災害からの復旧・復興工事が行われており、かつ、被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある期間において活用するものとする。

(注－17)

大規模災害とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第二条第一項の規定により激甚災害として指定された災害その他の特に激甚な災害をいうこととする。

(注－18)

大規模な工事と技術的難度の高い工事とは、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる工事及び特定建設工事共同企業体の対象工事に当たるものとし、発注機関において定めるものとする。

(注－19)

各企業の施工能力については、経営事項審査の点数、等級、工事实績等を参考に発注機関において判断するものとする。

被災地域の範囲については、被災の状況や技術者・技能者の不足の状況等を踏まえ、発注機関において定めるものとする。

[共同企業体運用準則注解]

(注－14)

地域維持型建設共同企業体の登録については、工事の公告後に結成される場合もあり得ることを踏まえ、定時の登録に加え、必要に応じ随時の登録も活用することとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(注-20)

一の企業が登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数については、被災の状況や技術者・技能者の不足の状況等を踏まえて発注機関の判断により本項の原則によらないこととする場合にあっては、円滑な共同施工を確保するため、最大でも三までとする。

(新設)

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 新旧対照表

資料4-4

（下線部分は変更部分）

変 更 案	現 行
<p>第2 入札及び契約の適正化を図るための措置</p> <p>2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項</p> <p>(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること 公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的に行われるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等に基づき、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備を行うものとする。</p> <p>④災害復旧等における入札及び契約の方法 災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。 このため、災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第3号に基づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、次のように会計法（昭和22年法律第35号）や地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等に規定される随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択するものとする。</p> <p>1) 災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事のうち、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、緊急の必要により競争に付することができないものにあつては、随意契約（会計法第29条</p>	<p>第2 入札及び契約の適正化を図るための措置</p> <p>2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項</p> <p>(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること 公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的に行われるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等に基づき、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備を行うものとする。</p> <p>④災害復旧等における入札及び契約の方法 災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。 このため、災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第3号に基づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、次のように会計法（昭和22年法律第35号）や地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等に規定される随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択するものとする。</p> <p>1) 災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事のうち、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、緊急の必要により競争に付することができないものにあつては、随意契約（会計法第29条</p>

の3第4項又は地方自治法施行令第167条の2)を活用する。

2) 災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、一定の期日までに復旧を完了させる必要があるなど、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札(会計法第29条の3第3項又は地方自治法施行令第167条)を活用する。

また、公共工事品質確保法第7条第4項も踏まえ、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めるものとする。

⑥共同企業体について

共同企業体については、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設業者の振興など図る上で有効なものであるが、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること、構成員の規模の格差が大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用するものとする。

共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則(共同企業体の在り方について(昭和62年中建審発第12号)別添第二)に従い、大規模かつ技術的難度の高い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体、大規模災害からの復旧・復興工事の担い手となる復旧・復興建設工事共同企業体について適切に定めるものとする。

その際、特定建設工事共同企業体については、大規模かつ技術的難度の高い工事を単独で確実かつ円滑に施工できる有資格業者があるとき等にあつては、適正な競争のための環境整備等の観点から、当該単独の有資格業者も含めて競争が行われることとなるよう努めるものとする。経常建設共同企業体については、継続的協業関係を確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする経

の3第4項又は地方自治法施行令第167条の2)を活用する。

2) 災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、一定の期日までに復旧を完了させる必要があるなど、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札(会計法第29条の3第3項又は地方自治法施行令第167条)を活用する。

⑥共同企業体について

共同企業体については、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設業者の振興など図る上で有効なものであるが、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること、構成員の規模の格差が大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用するものとする。

共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則(共同企業体の在り方について(昭和62年中建審発第12号)別添第二)に従い、大規模かつ技術的難度の高い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体について適切に定めるものとする。

その際、特定建設工事共同企業体については、大規模かつ技術的難度の高い工事を単独で確実かつ円滑に施工できる有資格業者があるとき等にあつては、適正な競争のための環境整備等の観点から、当該単独の有資格業者も含めて競争が行われることとなるよう努めるものとする。経常建設共同企業体については、継続的協業関係を確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする経

常建設共同企業体との同時登録は行わないこととするとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持型建設共同企業体については、地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定確保を図る場合に活用することとするとともに、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体と地域維持型建設共同企業体との同時登録は行うことができるものとする。復旧・復興建設工事共同企業体については、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用することとするとともに、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする復旧・復興建設工事共同企業体との同時登録及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体又は地域維持型建設共同企業体と復旧・復興建設工事共同企業体との同時登録は行うことができるものとする。

4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(1) 適正な予定価格の設定に関すること

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資

常建設共同企業体との同時登録は行わないこととするとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持型建設共同企業体については、地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することによりその実施体制の安定確保を図る場合に活用することとするとともに、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体と地域維持型建設共同企業体との同時登録は行うことができるものとする。

4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(1) 適正な予定価格の設定に関すること

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償

材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。また、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事では適正な予定価格の算定が困難と認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めるものとする。加えて、当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めるものとする。なお、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が予算決算及び会計令や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする。

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査基準又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。また、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事では適正な予定価格の算定が困難と認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めるものとする。加えて、当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めるものとする。なお、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が予算決算及び会計令や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする。

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進、公共工事の品質の確保の徹底、下請業者を含む公共工事を実施する者の適正な利潤の確保といった観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

- イ 当該入札価格で入札した理由は何か
 - ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か
 - ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか
 - ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか
 - ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か
 - ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か
 - ト 建設副産物の搬出予定は適切か
 - チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか
 - リ 経営状況、信用状況に問題はないか
- また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格に

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

- イ 当該入札価格で入札した理由は何か
 - ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か
 - ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか
 - ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか
 - ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か
 - ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か
 - ト 建設副産物の搬出予定は適切か
 - チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか
 - リ 経営状況、信用状況に問題はないか
- また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格に

より落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとする。

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(3) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。また、公共工事の検査並びに施工状況の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を通じて生産性の向上を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努

より落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとする。

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(3) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。また、公共工事の検査並びに施工状況の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。

めるものとする。

工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表するものとする。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知するとともに、原則として公表するものとする。さらに、工事成績評定の結果を発注者間において相互利用できるようにするため、可能な限り発注者間で工事成績評定の標準化に努めるものとする。

工事成績評定に対して苦情の申出があったときは、各省各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明をするとともに、さらに不服のある者については、第三者機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組みを整備することとする。

なお、工事成績評定を行う公共工事の範囲については、評定の必要性和評定に伴う事務負担等を勘案しつつ、できる限りその対象を拡げるものとする。

(4) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性の確保に関すること

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対応を図るとともに、地盤の状況に関する情報、建設発生土の搬出先に関する情報その他の工事に必要な情報について、設計図書において明示することなどにより、発注者、設計者及び施工者等の関係者間での把握・共有等の取組を推進するものとする。また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変

工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表するものとする。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知するとともに、原則として公表するものとする。さらに、工事成績評定の結果を発注者間において相互利用できるようにするため、可能な限り発注者間で工事成績評定の標準化に努めるものとする。

工事成績評定に対して苦情の申出があったときは、各省各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明をするとともに、さらに不服のある者については、第三者機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組みを整備することとする。

なお、工事成績評定を行う公共工事の範囲については、評定の必要性和評定に伴う事務負担等を勘案しつつ、できる限りその対象を拡げるものとする。

(4) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性の確保に関すること

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対応を図るとともに、地盤の状況に関する情報その他の工事に必要な情報について、発注者、設計者及び施工者等の関係者間での把握・共有等の取組を推進するものとする。また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用

更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。

契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図るとともに、設計変更が可能となる場合やその手続等に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表及びこれに基づいた適正な手続の実施に努めるものとする。

(6) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。

契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図るものとする。

(6) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。

経営事項審査の改正について

改正の視点

建設業における①担い手の育成・確保、②災害対応力の強化、③環境への配慮を推進するため、これらに向けた建設企業の努力を適正に評価、後押しすることを検討したい。

① 担い手の育成・確保

- 建設工事の担い手の育成・確保の重要性は、元請下請を問わず、建設業界における共通認識。
 - 現行経審では、自社で雇用する技術者及び技能者の育成・確保の状況は評価しているが、下請負人に雇用される者の処遇改善に係る取組に、特段の加点措置はない。
 - また、建設業の働き方改革を推進する上で、ワークライフバランス(WLB)の視点も重要であるが、この点についても評価項目は存在しない。
- OCCUSは、下請負人に雇用される者も含め、広く技能労働者の処遇改善のための取組であり、その取組状況を経営事項審査において適切に評価すべきではないか。
- また、WLBに関する取組についても、担い手の育成・確保に資するものであり、評価すべきではないか。

② 災害対応力の強化

- 現在は地域防災への備えの観点から、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な6種類の建設機械の保有状況を評価しているところであるが、この他に実際の現場で活躍している建設機械も存在するとの声。
- 建設業者の地域防災に関する対応力をより積極的かつきめ細かく評価するため、加点対象とする建設機械の種類拡大を検討してはどうか。

③ 環境への配慮

- 環境への配慮に関する取組としては、ISO14001の認証について評価しているが、脱炭素に向けた動きが加速している中、建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められているところ。
- 脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合には加点評価してはどうか。

経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

【現行】

項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法定外労災制度の加入状況	15
W2 建設業の営業年数	
W3 防災活動への貢献の状況	
W4 法令遵守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①ISO9001	5
②ISO14001	5
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
合計(最高点)	217

【改正(案)】

(改正公布R4.6、施行R5.1を想定)

項目	評点(最大)
W1 担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法定外労災制度の加入状況	15
⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
⑨WLBに関する取組の状況	5
⑩CCUSの導入状況	15
2 建設業の営業年数	60
3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令遵守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の他に加点対象を拡大)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況等	(10)
①品質管理に関する取組 (ISO9001)	5
②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)	5
合計(最高点)	237

担い手確保に関する
取組の状況に再編

新設

追加

(エコアクション
の場合3)

Wの素点が大きく増加することから、
総合評定値P点への換算式を変更。

- 現行の経営事項審査の評価項目には、WLBに関する項目は存在しないが、建設業界においても、働き方改革を推進することにより、女性を含めて、将来にわたって担い手の確保を図る必要がある。
- また、働き方改革は、業界全体のイメージアップのためにも、業界全体として取り組むことが重要であり、そのような取組が促進されるよう、WLBの実現に関する取組を加点評価してはどうか。
- なお、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」(R3.6すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)においても、公共調達において、女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を更に推進することとされている。
- WLBに関する認定制度としては、
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する「くるみん認定」
 - ・女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する「えるぼし認定」
 - ・若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定」などが存在しており、これらを経営事項審査の評価対象としてはどうか。



(参考)WLBに関する取組の評価対象とする各認定の主な認定基準

認定の区分		主な認定基準
女性活躍推進法に基づく認定等	プラチナ えるぼし	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別の採用における競争倍率が同程度であること ・$(\text{女性労働者の平均継続勤務年数}) \div (\text{男性労働者の平均継続勤務年数}) \geq 0.8$ ・直近の事業年度の各月において労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数平均が、45時間以内 ・管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（建設業の場合14.2%以上）の1.5倍以上 ・女性の非正社員から正社員への転換や、女性労働者のキャリアステップに資する雇用管理区分間の転換の実績
	えるぼし (3段階目)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別の採用における競争倍率が同程度であること ・$(\text{女性労働者の平均継続勤務年数}) \div (\text{男性労働者の平均継続勤務年数}) \geq 0.7$ ・直近の事業年度の各月において労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数平均が、45時間以内 ・管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上（建設業の場合14.2%以上） ・女性の非正社員から正社員への転換や、女性労働者のキャリアステップに資する雇用管理区分間の転換の実績
	えるぼし (2段階目)	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼし（3段階目）の認定基準のうち3以上を満たす ・満たさない項目については改善のための取組の実施状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること
	えるぼし (1段階目)	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼし（3段階目）の認定基準のうち1以上を満たす ・満たさない項目については改善のための取組の実施状況を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること
次世代法に基づく認定	プラチナ くるみん	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が出産した男性労働者のうち、育児休業等を取得した者の割合が13%以上 ・出産のあった女性労働者のうち育児休業取得した者の割合が75%以上 ・3歳から小学校就学前までの子どもを育てる労働者について、フレックスタイム制度や時差出勤の制度等を講じている ・各月において労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、45時間以内 ・月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいない ・子を出産した女性労働者のうち、この1歳誕生日まで継続して在職（育休利用中の者を含む）している者の割合が90%以上
	くるみん	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が出産した男性労働者のうち、育児休業等を取得した者の割合が7%以上 ・出産のあった女性労働者のうち育児休業取得した者の割合が75%以上 ・3歳から小学校就学前までの子どもを育てる労働者について、フレックスタイム制度や時差出勤の制度等を講じている ・各月において労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、45時間以内 ・月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいない
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール)		<ul style="list-style-type: none"> ・学卒求人等、若者対象の正社員の求人申し込み又は募集を行っている ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下 ・一人当たりの平均した一月当たりの所定外労働時間が二十時間以下であり、かつ、その雇用する労働者であって平均した一月当たりの時間外労働時間が六十時間以上であるものがない ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上

ワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する取組の審査基準及び評点

- 内閣府は「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)において、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」の配点を、以下の表の通り例示しており、経営事項審査においてもこれを踏まえ、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとしたい。

認定の区分		内閣府の示した配点割合	経審上の評点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5	5
	えるぼし(3段階目)	4	4
	えるぼし(2段階目)	3	3
	えるぼし(1段階目)	2	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	4	4
	くるみん	3	3
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール)		4	4

- また、内閣府の示した要領においては、複数の認定を取得している場合は、最も評点の高い区分により加点するものとされており、経営事項審査においても最も評点の高い認定での加点としたい。

下請負人に使用される者の労働条件の改善に係る取組の審査基準及び評点

- 技能労働者がCCUSに就業実績を蓄積するためには、元請事業者がCCUSの事業者登録を行った上で、建設現場毎に現場登録を実施し、カードリーダーの設置等就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要。
- また、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」において、令和5年度より「あらゆる工事におけるCCUS完全実施」を目指すこととされている。
- 他方で、元請事業者は下請企業が雇用する技能者のキャリアアップカードの取得手続きに直接的に関与する立場にはなく、1年間に施工した全ての現場における全技能者のカード保有率等を加点要件とすることは、元請事業者に過度の負担を強いることとなる懸念がある。
- 元請事業者がカードリーダーの設置等就業履歴蓄積のための措置を講じていることを評価するべきであるため、経営事項審査における加点要件は、「全ての元請工事において、当該工事に従事する者が就業履歴を蓄積するために必要な措置(カードリーダーの設置等)を講じている」とこととしたい。

要件	評点
直近事業年度に施工した <u>全ての建設工事</u> (元請工事に限る。)において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置等の <u>就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じていること</u>	15
直近事業年度に施工した <u>全ての公共工事</u> (元請工事に限る)において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置等の <u>就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じていること</u>	10

※経営事項審査は、公共工事を直接受注しようとする建設企業の評価制度であることから、「全ての民間工事において就業履歴蓄積のための措置を講じている(=公共工事ではカードリーダーの設置等を行っていない現場がある)」は加点要件としない。

- なお、運用上は、上表の要件に該当する旨の誓約書の提出と抽出調査等による確認をもって加点することとしたい。(虚偽の申請により得た評点を公共発注者に提出し、当該結果が資格審査に用いられたことが明らかになった場合、建設業法第28条に基づく営業停止処分等に該当するおそれ)

現状

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点

- 現在の加点対象機種は以下の6機種。

ショベル系掘削機



トラクターショベル



ブルドーザー



移動式クレーン
(つり上げ荷重3トン以上)



大型ダンプ



モーターグレーダー



- 上記の他、建柱車やロードローラー等、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在するとの声がある。
- 建設業者団体へのアンケート等により実態を把握し、加点対象の拡大を検討してはどうか。

追加する建設機械について

■ 特定自主検査の対象建機

分類	根拠法令	機種
車両系建設機械	安衛法施行令別表第7第1号	ブルドーザ
		モーター・グレーダー
		トラクター・ショベル
		ずり積機
		スクレーパー
		スクレープ・ドーザー
	安衛法施行令別表第7第2号	パワー・ショベル
		ドラグ・ショベル
		ドラグ・ライン
		クラムシエル
		バケット掘削機
		トレンチャー
	安衛法施行令別表第7第3号	くい打機
		くい抜機
		アース・ドリル
		リバース・サーキュレーション・ドリル
		せん孔機 (チューピングマシンを有するもの)
		アース・オーガー
	安衛法施行令別表第7第4号	ロードローラ、振動ローラ等
ブレーカ、解体用掴み機等		
安衛法施行令別表第7第6号	高所作業車	
その他	安衛法施行令第13条第3項第34号	高所作業車

※ 赤字:現在の加点機種 黄色マーカー :加点追加対象



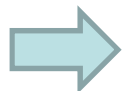
■ 道路運送車両法上の自動車検査の対象

現行経審では、ダンプ規制法の対象となる**最大積載量5t以上の大型ダンプ**のみが加点対象とされているが、5t未満のダンプも災害対応時に活用されている状況を踏まえ、**土砂の運搬が可能な全てのダンプ**を加点対象としたい。

- 現在の経営事項審査においては、環境マネジメントシステムの認証であるISO14001の取得状況を加点評価しているが、経営事項審査を受審している建設企業のうち、中小規模の建設業者においてISO14001を取得している割合は小さい。
- 脱炭素に向けた動きが加速する中、中小・零細規模の建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められている。
- このため、脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合に加点評価してはどうか。
- 例えば、各都道府県の競争参加資格審査では、中小企業でも取得が容易な環境マネジメントシステムに関する認証である、「**エコアクション21**」を加点する動きが広がっており(現在31の自治体で評価)、当該認証は加点対象の候補として想定される。

完成工事高階層別の経審受審企業数とISO14001による加点を受けた企業数

完工高区分	経審受審 業者数(A)	ISO14001加点 業者数(B)	B/A
1億未満	62,705	473	0.75%
1億以上10億未満	65,595	4,270	6.51%
10億以上50億未満	8,647	1,971	22.79%
50億以上200億未満	1,337	439	32.83%
200億以上	432	215	49.77%
合計	138,716	7,368	5.31%



中小零細規模の建設業者の多くはISO14001による加点を受けていない状況

■ 建設企業の環境配慮に関する取組状況

取組内容	回答企業数
ISO14001	549
エコアクション21	229
各都道府県が定めた環境配慮に関する認証等の取得	168
SDGs宣言	29
ZEH、ZEBの推進	16
その他公的な認証のない取組 (地域の清掃ボランティアへの参加、太陽光発電事業への参入等)	40

(回答総数：2,464)

※ 赤字：現在の加点対象 黄色マーカー：加点追加対象

※ (一社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国中小建設業協会、(一社)建設産業専門団体連合会、(一社)日本空調衛生工事業協会及び(一社)日本電設工業協会に所属する建設業者あてのアンケート調査により、10社以上の回答のあった回答について記載

○エコアクション21は中小規模の建設業者を中心に相応の数の取組実績あり加点対象として追加したい。

○経営事項審査は、統一の基準で行われる審査であり、各都道府県における独自の認証を評価対象とすることは馴染まない。

○SDGs宣言についても、日本における統一的な基準による認証等は存在しないことから、客観評価としての経営事項審査の評価対象とすることは馴染まない。

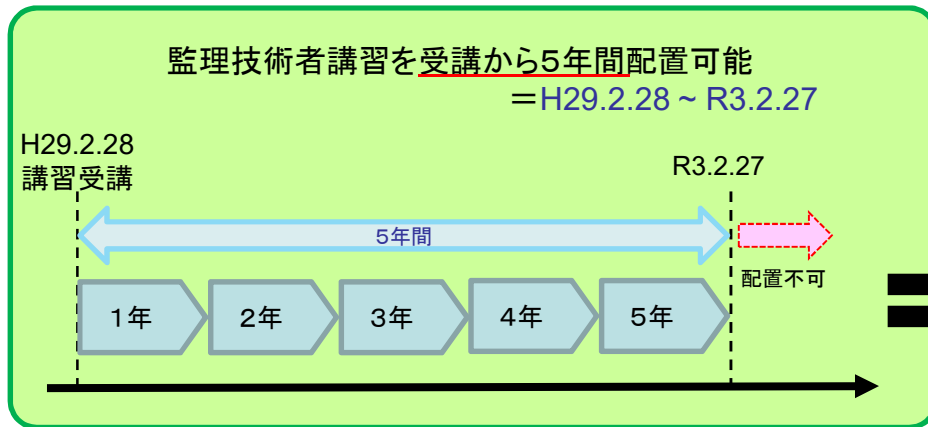
○ZEH、ZEBは、建築物の個別の認定制度であり、企業に対する評価ではないため、経営事項審査の評価対象とすることは馴染まない。

- エコアクション21はISO14001に比べ、認定にあたっての審査基準が少なく、また認証手続も簡便であることから、ISO14001の5点より下位の3点としたい。
- なお、ISO14001とエコアクション21のいずれも認証を取得している場合、これらの評点は合算せず、5点のみの評価とする。

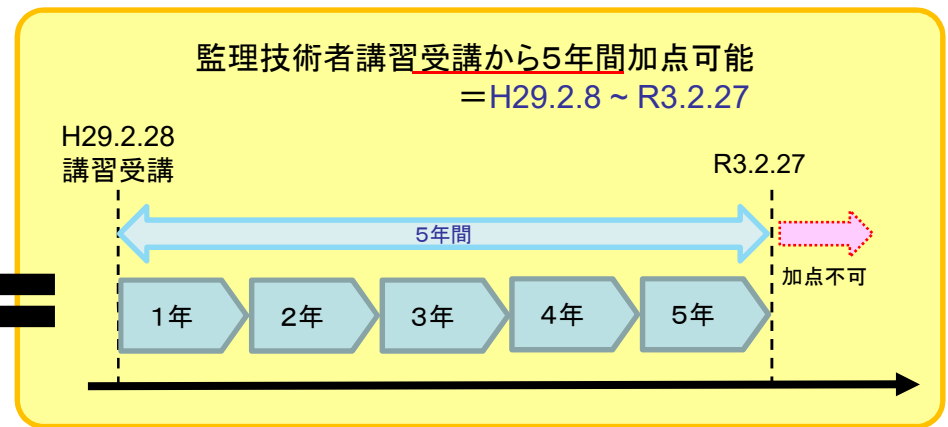
その他改正事項(監理技術者講習受講者の経審上の加点関係)

【専任の監理技術者として配置可能な期間】

(R2年9月末まで)

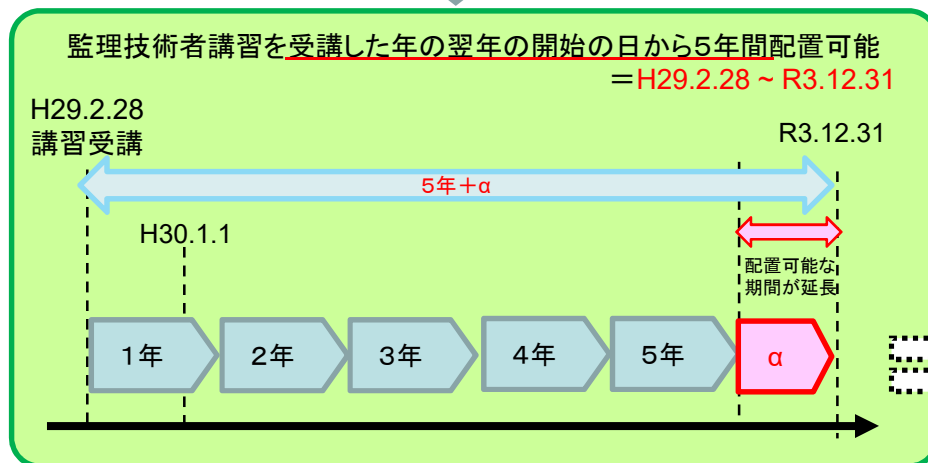


【監理技術者の経審上加点可能な期間】

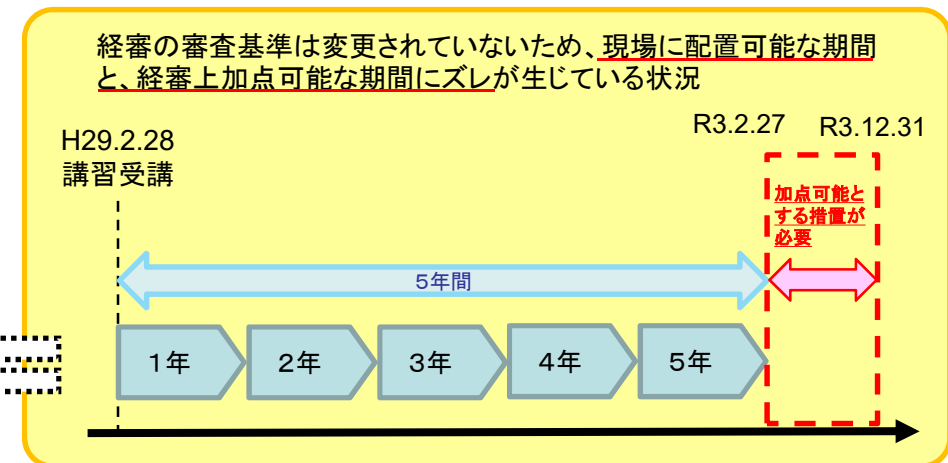


改正済

(R2年10月以降)



(現在は変更されていない)



- 専任の監理技術者としての配置可能期間と、経審上の加点機関のズレを早期に解消するため、速やかに公布、措置したい。

その他の審査項目(社会性等)(W)の詳細

- 現行のその他(社会性等)(W)の評点は、以下の式にて算出される。

$$(W1\sim W10\text{までの合計点数}) \times \frac{1,900}{200}$$

- 現行経審の総合評定値P(最大2,058点)に占めるW評点のウェイトは約14.32%。

- 今回のWの加点により、P点に占めるW評点のウェイトが増加し過ぎると、経営状況(Y点)や技術力(Z点)の評価のウェイトが下がることとなるが、経営事項審査は企業の経営に関する客観的事項についての審査であり、現行の各項目間のバランスは維持することとしたい。

- したがって、**現行のW評点のウェイトを維持するため、Wの素点に乗ずる係数を $\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト:14.32%) から $\frac{1,750}{200}$ (P点に占めるウェイト:14.40%) に改正。**

(参考)

- ・ W1~W10の合計の最大値は217であるため、現行のW評点の最大値は、 $217 \times 1,900 \div 200 = 2,061$
- ・ 総合評定値(P)は以下の式によって算出されており、P点に対してW評点は309.15点の影響がある。

$$P = 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$
 - ・P … 総合評定値
 - ・X1 … 完成工事高に係る評点
 - ・X2 … 自己資本額及び利益額に係る評点
 - ・Y … 経営状況分析の結果に係る評点
 - ・Z … 技術職員数及び元請完成工事高に係る評点
 - ・W … 上記以外に係る評点

(参考) 現行のその他の審査項目(社会性等)(W)の評点

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-
雇用保険未加入	0	-40	平成6年
健康保険の未加入	0	-40	平成6年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成6年
建退共加入	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入	15	0	平成6年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	20	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成23年
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
W10: 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10	0	令和3年4月
合計(A)	217	-210	
W評点 (A × 10 × 190 ÷ 200)	2,061	-1,995	

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$